

総務建設常任委員会会議録

[平成26年 8月21日開催]

南あわじ市議会

総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年 8月21日
午前10時00分 開会
午後 3時50分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	蛭 子 智 彦
副 委 員 長	長 船 吉 博
委 員	廣 内 孝 次
委 員	森 上 祐 治
委 員	砂 田 杲 洋
委 員	北 村 利 夫
委 員	登 里 伸 一
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	熊 田 司
議 長	小 島 一

欠席委員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	川 添 卓 也

説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環
市長公室付部長（総合調整・新庁舎建設担当）	橋 本 浩 嗣

総務部長兼選挙 管理委員会書記長	細川貴弘
財務部長	神代充広
都市整備部長	岩倉正典
下水道部長	原口幸夫
会計管理者次長兼会計課長	堤省司
監査委員事務局長兼固定 資産評価審査委員会事務局長	片山雅弘
市長公室課長	北川真由美
総務部次長兼総務課長	佃信夫
総務部防災課長	藤本和宏
総務部情報課長	土肥一二
財務部管財課長	富永文博
財務部財政課長	和田幸三
都市整備部建設課長	赤松啓二
都市整備部管理課長 兼都市計画課長	原口久司
下水道部下水道課長兼企業経営課長	村本透

II. 会議に付した事件

1. 所管事務調査について…………… 5
 - (1) 市の総合的企画、調整について
 - (2) 行財政計画について
 - (3) 市有財産の維持管理と財源の確保について
 - (4) 消防・防災対策の推進について
 - (5) 情報化の推進について
 - (6) 離島振興対策について
 - (7) 国際交流及び友好市町の調査について
 - (8) 選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関すること
2. 重点調査…………… 4 1
 - ・都市整備事業の推進について
 - ・下水道事業の推進について
3. その他…………… 8 7
 - ・指定管理者制度について

III. 会議録

総務建設常任委員会

平成26年 8月21日(木)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時50分)

○蛭子智彦委員長 おはようございます。定刻になりましたので、総務建設常任委員会を開会したいと思います。

まず、委員長からの挨拶をさせていただきます。

本当にこの夏、8月というのはお盆も挟み、さまざまな行事があり、本当に大変忙しい毎日だったと思います。特に消防の操法大会から始まって、中学校、西淡中学がサッカーで全国大会出場と、そのほかにもいろいろな行事があつて、若い方々の活躍のエネルギーというのは相当発揮されたことじゃなかったかなと。

一方では、豪雨災害、どこで起こるかわからないという、本当に不安な状態というのも一方であるということで、行政に課された課題というのは非常に大きいものがあるということを考えさせられたこの8月前半であつたかというふうに思います。

本日は常任委員会ということで、所管の調査事項もございますけれども、この忙しい時間の中での貴重な審議ということで、皆様方の御協力のほど、よろしく願いしまして、委員長としての挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは執行部、御挨拶をお願いいたします。

副市長。

○副市長(川野四朗) 皆さん、おはようございます。

8月に入って、先ほどの行事もいっぱいあつたわけなんですけど、本当に天候が不順でございまして、我々としてもその対応に苦慮しておつたところでございます。8月の2日、3日と大きな雨がございまして、その後、11号の台風ということで3日間、猛威を振るつたわけでございます。今まで、観光的にも非常に7月まではよかつたわけなんですけど、8月のこのお盆のところに来て、こういうふうなことになりまして、非常に残念に思つておるわけですが、先ほどの委員長さんのお話でありましたように、やっぱり自然の猛威には我々としては勝てないというのが現実だというふうに思います。

ちなみに、この間から、8月からの雨の模様を少しお伝えしておきたいと思いますが、8月の2日、3日、2日間で304ミリ、南あわじ市は降つてるわけなんです。2日の日は1日に186ミリ降りました。これは今までで、1日の降雨量としては4番目の降雨量でございました。それから、8月の8、9、10と、台風11号に伴う雨で、3日間で合計275.5ミリ、その中でも一番大きかつたのが10日の127.5ミリというふうなことでもございました。非常に降雨量が多かつたわけでもございまして、8月に入って今まで、611ミリ記録をいたしております。今までの月の最大降雨量が621.5ミリが今まで

の1位でございますので、もうひと雨あればこの記録を超して、1番になるのではないかなというふうな大きな雨が降った月でもございました。

ちなみに、風につきましては、8月の10日に瞬間最大風速30.4メートルを記録をいたしております、この記録も過去を調べてみましたら2位の記録でございますので、非常に風もすごかったのかなというふうなことを思っております。

その反面、気温は低目でございます、30度を越したのは今までで7日間しかない、去年の36.7度を記録した暑さと比較すれば、気温は非常に低いということでございます、雨が多い、気温が低い、風も強かったということで、この8月、異常気象に見舞われたということが言えるのではないかなというふうに思います。

今後また、台風期も控えておりますので、我々としても気を抜かないように、その対応に当たっていきたいと思っております。

きょうは所管事務調査ということでございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○蛭子智彦委員長 それでは、本日の調査事項でありますけれども、閉会中の継続調査として申し出てあります所管事務事項、次第のほうに1番の項目として列挙をさせていただいております。なお、2番になっております重点調査については、1番が終了次第ということにさせていただきたいと思ひます。それでよろしいでしょうか。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 では、異議がございませんので、第1の事項の一括しての調査とさせていただきます。

次第の(1)から(8)の事項について、質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 先ほど副市長の報告にもございましたように、8月は非常に雨が多かったと、風も強かったと。これは何も南あわじだけではございませんで、全国的に、特に四国から、きのうちちょっと、京都、福知山、丹波、それから広島、軒並みに今までの想定外と言われるような大きな災害に見舞われております。先ほど、副市長が異常気象云々とかちらっとおっしゃってましたけども、私が思ったのは、ずっと見てまして、日本の気象環境は従来の感覚では捉えられないと、異常ではなくなっているというような感じを受けております。

こういう異常気象じゃなしに、新しい地球環境、日本の環境もさることながら、大きく

変わる中で、都市整備部としては、この南あわじ市の市民の生活安全という観点から、最近のそういう気象条件、それに伴う市内のいろいろな被害もあったと思うんですけども、どのような認識をお持ちか、まずお伺いしたい。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） ただいま委員さんおっしゃられましたとおり、非常に今回というか、昨今の異常気象というんですか、私どもが今まで経験したことのないような状況での雨の降り方が続いているというのは事実でございます。ただ、都市整備部といたしましては、そういった想定もつかないというんですか、今まで経験のない災害に備えての対応策というのは今までやってきてございません。

委員さんのほうもよく御存じだと思いますけども、一般に言われます河川費等々につきましては災害復旧対応ということで、被害が出た段階において国の補助金をいただいての原形復旧というのが今までの復旧の方法でございます。

本来、委員のおっしゃるとおり、こういった異常気象に備えた安心・安全のまちづくりといった観点から言えば、本来、多額の整備費を振り込んだ中での対応もせざるを得んのかなというふうにも思いますけども、それも今、一概にすぐに対応できるんかということになりますと、今、できないのが現実でございます。

ただ、本市におきましては、皆さん方も御存じのとおり、三原平野に流れます河川の整備計画ということで、県のほうは50年をかけて約200億円、180キロ超えを投資した中での計画を持って、今、徐々にやっていただいております。そういった関係で、長期的な計画で進んでおるのは事実でございますが、当初の計画雨量とは今はまた違った雨量の現実があるというのもこれ、事実でございます。ただ、それらを含めた中で、またもう一度計画変更した中で、今できておる整備の河川をまたもう一度新しい雨量に対応した河川に変えるというようなことも、これ、なかなかできないのが現実でございます。

そういった意味ですので、できるだけ臨時応急的な対応は今後可能な限り考えていかなければならないとは思いますが、抜本的な改修というんですが、そういうようなことは今すぐにできる状態ではないということ、この場をかりて報告させていただきます。

○蛭子智彦委員長 森上委員、今、計画的なことは後ほどということにして、まず、現状、この間の被害がどうだったかというようなことの説明を先にしてもらったほうがよろしいですね。

この間の被害状況について、今、質問があったと思いますので、よろしくお願いたします。

防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現状、防災課のほうで今入っている情報について御説明をさせていただきます、あとまだ、担当課のほうで補足の部分があればしていただくということをお願いしたいと思います。

現状、この今の被害に関しましては、台風11号、8月の9、10という部分についての今現在、取りまとめをしております。その中につきまして、県への報告でもって報告をさせていただきますが、人的被害につきましては、なしということで、住家被害につきましては、現在、今回、強風による瓦等のずれの部分での住宅の罹災証明の発行依頼が多数参ってきておりました、今現状もまだ受付中という現状です。

きょうの10時現在で今、罹災証明を発行している部分について、一部損壊で94世帯94棟が今、住家で罹災をさせていただいております。それから床下浸水ということで、これについては罹災ではないんですが、報告の中で15世帯15棟が報告で上がってきております。それから、非住家につきましては、全体で35棟が上がってきております。その中には、その他につきましては、タマネギ小屋なりの部分での報告となっております。

あと、市道、河川の関係になりますが、路肩なりのり面崩壊ということによる通行どめということで4路線が報告いただいております。阿万1号線、阿万154号線、灘湊線、灘47号線ということで、それぞれ上がってきております。それから、河川につきましては1河川で、灘弘川の大谷川ということで上がってきております。

あと、避難者につきましては、灘弘川のほうへ1世帯1名、南淡公民館のほうへ1世帯1名、北阿万地区公民館のほうへ1世帯2名ということで、避難者が来て対応させていただいております。

あと、公共施設のほうにつきましては、管財課のほうで調べている資料が掲示板に載っておりましたので、その部分について、中央庁舎、西淡庁舎等で防水シートがはがれたとか、壁がちょっと亀裂がはがれたとかいう軽微な部分での被害程度なんです、約30施設の公共施設で一部損壊というような部分で被害が上がってきております。

ちょっとお待ちください。今、概算見積もりで載っている部分について、500万以上の部分については、学校給食センターについて、天井部分の内部が破損なり、天井部分の落下ということで上がってきてます。それから、ケーブルネットワークのほうで光ファイバーケーブルの損傷ということで、概算で2,100万が上がって、500万円以上については以上の形になっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課が所管しております河川、道路について報告させてい

たきます。

河川については37カ所、うち県の河川については17カ所を含んでおります。それと道路については70カ所、うち県道が5カ所ということで、計107カ所の被害報告を、きのう時点で確認をしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） ケーブルのほうの台風11号による被害状況なんですけれども、主なものとしたしまして、電柱被害ということで、自営柱ではないんですけれども、関電柱の部分で、阿万のほうの大見山のほうなんですけれども、そこで関電柱2本が倒壊しました。それから、灘の城方・山本間で関電柱が1本、土砂崩れのために電柱被害がございました。それから、幹線への倒木がかかっておったということで、阿万の西町の風車付近で、土砂崩れが原因で倒木しました。それから、各家への引き込み線の断線については合計24件、断線したということでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 私の所管する下水道施設のほうでの被害状況を報告させていただきます。

一応、下水道では、施設全体の処理に関する被害はございませんでしたが、停電による二次被害的なもので、阿万塩屋方面のマンホールポンプで9カ所、これにつきましては最大で2時間半程度の停電でございました。次に、広田山添方面のマンホールポンプで1カ所、これにつきましては約7時間程度ございました。次に、津井方面のマンホールポンプで1カ所の停電がございまして、これにつきましては約20分程度がございました。

それぞれの停電につきましては、発電機準備中に復電したというようなところもございますが、広田山添につきましては、停電時間が長かったということで、手持ちの発電機により、架線電源により通水を行っておりました。

それと、処理場関係でございまして、処理事態には影響ございませんが、公共災害等のほうで報告させていただきましたが、松帆処理場の屋根瓦がはがれたということで、これも現在、保険対応の準備中でございます。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員　　今、いろいろ御報告いただきました。新聞報道では余り今回は大きな被害がなかったのかなというような印象を持ってたんですけど、今、報告を聞いてますと一部損壊94棟とか、床下浸水15世帯とか、いろんな被害がございました。私自身、全国的に、特にこの淡路島の周辺の甚大な被害を連日テレビで見てまして、被害にあわれた方は本当にお気の毒なんですけども、この淡路島内、淡路島というのは環境的に非常に恵まれた島なんやなという思いもいたした次第であります。

先ほどのちょっと質問を続けたいと思うんですけども、昨今、我々、年配になってきますと、体のことが心配になります。医学界でも、従来は治療ですよ、何か病気になったときに治療するというような観点の医療が主流だったんですけど、最近には特に老人医療は健康づくり云々で、予防ということが主流になってきております。

自然環境もそうじゃないかと、そういう頭の切りかえを早急にしていく時期に来ていると思うんですよ。先ほども部長がおっしゃってました。今まで被害があったところを改修していくと。当然なんですけど、しかし、こういう形で、うちの近所でも、私も水が出たときに見て回りよるんですけど、水の出方が違うんですよ、これまでと。だんだんとふえてくるんじゃないかと、しばらく、1時間もせんうちにガーッと水が上がっておるんやね。従来と環境が変わっている。こういう川の状態を、県の管轄なんですけども、県は従来、被害があったときと。うちの近辺もちょっと、もう少し雨が降ってたら、もうあふれてるようなところも、部長も同じ阿万なんで御存じやと思うんですけど、なっていたんですよ。

そういうことで、これはもう市云々じゃなしに国や県も抜本的にこういう、特に我々、津波も心配してるんですけど、河川の底上げとか、そういうことを予防的な観点でやれるような、やっぱりこういう震源というか地方がやっていくべきでないかと思うんですけども、その辺の部長の見解はいかがなものでしょうか。

○蛭子智彦委員長　　都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典）　　確かに予防という点では必要かと思えます。ただ、その予防ということになりますと、どこまでを対象にするのかという、その基準というのが非常に難しゅうございます。ある地区の人にとっては、例えば、河川堤体の10センチ、20センチ、天端まで来ておって危ないという人と、いやいや、1メートルまだ余裕あっても危ないという人と、それを予防の段階でどこまで整備していくんやということになりますと、なかなか基準がつかないと思うんです。そういった意味で、なかなか整備が全国的にもというんですか、各自治体とも予防に対する整備というのは、おくれておるといのはそういった点かなと思ってます。

ただもう1点、ちょうど今、部長も阿万のほうでということであったんですけども、確

かに今回の台風、阿万の本庄川の水、一気にふえました。これは、先ほど副市長のほうからも報告のありましたとおり、8月の2日、3日、そしてまた8月の8、9、10と、約これ、10日足らずの間に、私どものほうのデータなんですけど、例えば論鶴羽ダムなんかの雨量計でしたらこれ、670ミリ程度の雨が降つとるんです。そういった関係で、私もずっとダムのほうを見たんですけども、例えば本庄川でしたら、もうオリフィスを越えてサーチャージというんですか、一番上の、余水吐のほうから出とるといふことの状態がありました。ということは、もうダムとしての防災機能が、ちょうど効かないような状況になって降った雨が全て本庄川のほうに流れるというふうな状況であったために、一気に上がったのかなと。

ただ、今回の雨、非常に総雨量としてはかなり降つとるわけなんですけども、時間雨量的なものでは20ミリ、30ミリ程度でおさまったということの中で、被害的には非常に少なくラッキーであったというふうにも言えるんです。

ただ、今、委員がおっしゃられるように、その最悪で予防していくということになりますと、とんでもない莫大な金額、幾らお金があっても解消はしないと思います。そういったことですので、今ある既設の施設の、例えば運用ですね。本来、ダムでしたらなかなかオリフィス、いかに水を下げるといふのはこれ、利水の面から難しい問題でありますけども、ダムの水位を下げとくとかいうふうなことの御理解をいただける土地改良団体との折衝とか、そういうふうなことも今後、必要になるのかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 部長のおっしゃるのももっともだと思うのですが、再三申し上げるように、このたび、ここ数年の自然災害、いわゆる雨の状況であるとか、これは異常気象とは言えんような地球の環境になってきているという我々、認識をせなあかんと思うんですよ。地球温暖化がそこにあるわけでしょう。これはもう、どことも、外国も甚大な、今までなかったような被害が出てます。それに対応するようなもろもろの体制づくりというのは、やっぱり我々、真剣にせないかんと思う。そのために、金はかかるのは、それは当然であります。南あわじ市でも全て一斉にドンとやれというのは、そんなのもちろんできるわけありませんし、できましたら優先順位も当然、都市整備部でつけられると思うんで、やっぱりその辺、的確に動くように、特に県や国に対する抜本的な姿勢の改革を強く訴えていただけることをお願いして、質問を終わります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 10日の日の大雨ですね、あのときに河川で越波されたところという

のは何カ所があるんかどうか、お尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 私どものほうにそういった報告は上がってきておりません。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 それであれば、内水対策のおくれが大分感じたわけなんですね。要するに、県道、市道ありますけども、通れなかった道路が割とあったと。それと、それに付随してやっぱり床下浸水、これ、もう少し雨が降っておれば床上浸水になっていた住宅もあったわけなんです。やはりその内水対策に対してどのような考え方をしとるか、毎回、ちょっとのゲリラ豪雨でもやはり道路冠水で通行どめになると、その近隣の住宅に関しては床下浸水すると、そのような状況に対して、今後どのような考え方で取り組んでいくか、その基本的な考えをお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） これは内水対策、いわゆる低地対策になろうかと思えます。私のほうも、このたび初めて都市整備部ということで、西淡庁舎のほうで勤務を始めました。それまでは旧の南淡のほうでも、いつも阿万の吹上、百軒堀、そこら、つかるもんというふうな格好で認識をしておったわけですけども、今回、初めて西淡のほうを見させていただきました。その中で、規模的に言えば旧の南淡、福良、吹上の冠水状況とは比べ物にならないほどの、今回も浸水がございました。

ただ、旧南淡、旧西淡、ともにこれ、つかるところ、全て共通の点がございます。メーンとなる排水をする河川自体がその敷地よりも高いところにある、いわゆる天井川というふうな状況での排水地区でございます。今回も宝明寺、また松帆櫛田周辺、びっしりつかったわけでございますけども、それを、その水を流す倭文川本川の川のほうがその地区の水位より1メートル50も川の、流さなければならぬ川のほうの水位が高いというような状況でございます。こんなもの、物理的には当然、流すことは無理でございます。

そういった中で、西淡地区の方々につきましては、そういった、少しでも冠水時間を短くするための排水対策ということで、地区での協議会を設置し、また、それに対する事業進捗についての要望、議員を含めた中で県のほうに要望した中で、徐々に進んでおるのもこれ、事実でございます。前回、一度報告させていただきましたけど、入貫川等の排水機場につきましては、従来ポンプの約2.5倍の排水能力を持ったということで、かなり効

果は出るといふうに地元の方も言われてございます。

ただ、その排水機場の整備となりますと、これも一概に莫大なお金がかかります。今、1基大体1トン当たり2億円というふうに通言われてございます。そういった関係で、毎秒約15トン程度の排水機場を設置もしくは更新する場合には、約30億程度のお金がかかると。そういった排水機場が南あわじ市上に幾つも存在するというふうな状況ですので、県または市のほうも全て整備はしないわけじゃないんです。徐々に、徐々にということでの計画を持った中でやっておりますので、その点については御理解をいただきたいんですけども、こういったつかる機会が往々に多くなってきましたと、当然、住民のほうの要望もかなりきつくなってきました。それも事実でございます。

そういったことをあわせた中で、県に対しまして今回の災害でつかった状況の写真等々につきましても、私どもの管理課のほうから県のほうに送ったりしながら、こういうような状況ですので、できるだけ前へ進めていくような方向でお願いしますよというふうな動きはとっておるのも事実でございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これは、排水機場ができれば別にある程度解決するというような考え方もできるんですけど、これ、あくまで内水対策は県は関係ないわけですね。関係が出るのは恐らく排水先の河川だろうと思うんやけどね。そこらの強度が問題になるんじゃないかと思うんですけども。これ、内水対策として、大きい排水機場じゃなしに、必要に応じて小さい水中ポンプと発電機でこれ、できるわけですね。そういうような考え方をでけへんのかどうか、その点お尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 確かに、各地区、地区での対応は可能かと思えます。ただ、委員さんにも御理解願いたいのは、まずは一番困っている下流地区、まことに上の方との電話対応しておりますといつも言いあいになるんですけども、おたくさんのほうより下のほうがとんでもない状態なんですよということで、まずは一番下となる西淡地区の排水を考えた中で、徐々にやっていくべきかなというふうに思っています。

内水対策といいましても、西淡のほうの櫟田、宝明寺、びっしりつかる地区につきましては、これ、県のほうの管理区域になっておりますので、県のほうも整備の検討を進めていただいておりますので、そういったことで御理解願いたいと思います。

確かに小さな排水というんですか、比較的狭い部分での対策については、今の段階では

できましたら地元消防団もしくはそういうふうな自治会等々との関係での対応を、今のところお願いをいたしておるところでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員、整備の関係はまた整備のほうでまたお願いしたいと思うんですが。

○廣内孝次委員 はい。最後、下流、西淡地域だけじゃなしに、このたび榎列地域、うちの地元ですけども、うずしおライン近辺、それに榎列バス停近辺、それと流地区ですね、それと委文・高地区、ここらがすごい水で困ったわけなんですね。これは、一時的な水が集まってくるということで、これ、床下浸水、通行どめというのがあるわけなんですね。ですからこれ、何らかのやはり解決できる、そういうような考え方をやっぱり持っていかんといかんの違うかなと、そういうふうに思いますので、今後、検討していただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 建設課長から、河川、道路、約100カ所余り災害があるんだというふうに、今から災害にかけていくと思うんですけども、どのような順序というか形で行って、この事業は約何年で、災害で何年ぐらいかかるのか。このたびのやつが完成するのは何年ぐらいかかるのかというようなことの、ひとつるる、そういうふうな経過というのか、今からの計画というのをちょっとお教え願いたいんですが。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほど言いました107カ所のうち、県が所管しておる分がそのうち22カ所あるわけですけども、それ以外の市が所管しております部分について、災害の申請をする予定になっておりますのは河川8カ所、道路が8カ所、16カ所の災害復旧の申請をする、今予定しております。被害総額が今、1億3,000万という数字になっております。今のところ、10月末に国のほうから災害の査定を受ける予定になっております。

ですので、早ければ年明けに入札できるのかなという予定でおりますけども、復旧については今回、大きな被害箇所がありますので、それら何カ所かについては年度内完了はちょっと難しいかなという考えでおります。それと、それ以外の箇所については、もう既に土砂撤去なり倒木なりについては完了しております。また、市単独で復旧する分についても早期にこれは対応していきたいなど、そのように考えております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 かなり市道で軽微な、土砂が崩れたり、台風で木がこけたりするのはかなり残っておると思うんですね。これはいろいろそれぞれ、地域施工でやっていただくとか、そんな対応をしておるんですけども、これもまだかなり、集計はまともにできてないと思うんですよ、なかなかできん。ただ、その地域、地域で市道については自治会なりが自主的にやっとするものについては、やる事前に報告等々を受けた中で、指導というかそういうような対応をしておるわけですか、どうですか。そう対応しとるんですか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 私ども緊急雇用の職員もことしから4人おるんですけども、軽微な部分についてはその方々に土砂の撤去なりをしていただいておりますし、ただ、灘地区については、業者さんにもお願いしてるんですけど、今抱えている件数が多いものですから、なかなか全箇所に戻り切れてないというような状況はあると思います。ただ、それ1社じゃなくて、多くの業者にちょっと分散させて、早急に撤去なり除去を今、課の中で調整しているところです。

○蛭子智彦委員長 中村委員。

○中村三千雄委員 16カ所は災害に申請して国の査定を受けてやるんだと、あとについては順次、一応、市単独として整備というか復旧を進めていくという形ですね。そういうふうなことで、先ほど言うた軽微についてもかなりあると思いますので、それはもう十分配慮しながら、順調に復旧するように担当課としては指導なりしていただきたいと思っております。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 台風11号関係による水害に関して、ちょっと関連して質問させていただきます。

実は、津井、湊を回ってから松帆のほうに回っていったんですが、結局、西淡庁舎前の

あたりも通れない、それから、昔、叶堂のバス停の車庫があった、あの辺も通れない、それから慶野のほうに回って櫛田に行きますと、宝明寺のほうにも行けないと。全然、あの辺は行けない、孤島になっておりましたね。水が引いたのがその日のやっとな夕方ぐらいであったかなと思うんですけども、あそこのやっぱり、倭文川の宝明寺川の水を取る設備的には十分能力があるように言ってますが、泥さらいなんかもしたんだらうと思うんですけども、非常に水に対しては弱くて、一面の冠水状態。何ぼか恐らく床下浸水もあったと思いますが、結局、孤島の状態になっておりました。

聞きたいのは、この三原川水系の関係で、そういう宝明寺川関係で櫛田のほうまで土地も確保しておりますが、そういう排水機場をつくるような計画はあるのかなのかと、この辺だけ聞いておきたいんです。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 今、委員おっしゃるように、大水のときには松帆地区、特に櫛田・北浜の地区の宝明寺川の排水の件でいつも問題になるんですけども、時間がかかるということで、ことしも、毎年なんですけど松帆の低地対策住民会議の中で、県のほうに幾度も要望しております。今回も宝明寺川から倭文川の排水ポンプのところのしゅんせつ等も要望をしております。

それで、御存じのように、入貫の排水機場が完成をして、今後、孫太、また倭文川の排水ポンプの更新の計画がございます。それで、倭文川については今から今後、計画なり調査して行って、要は宝明寺川の水を今までどおり一緒に排水ポンプをするのか、分けてするのかというふうな協議になると思うんです。ですから、そういう計画が今、動いている中で、その上のほうの宝明寺川上流の倭文川へのポンプの排水というのは、今現在のところ、県のほうも考えておりません。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 これからまだ協議があると思うんですけども、ぜひ、土地まで確保してやらないかんというような状況を、地元の方はよく知っておるんですね。私も、次の日にまた回りまして住民の方と話したんですが、何とか少し、やるんだというのが見えて希望があったらなというのが、今のままでは恐らく命がある間にできないんじゃないかというような感覚を持っておりましたので、ぜひ、私自身はそういう西淡の総合開発といいますか、三原川水系に参加できませんから何も、どういう状況になっておるのかははっきりわかりませんが、また詳しくは、また一般質問等でも考えますので、今回はこれで終わっ

ておきますが、ぜひ冠水とか床下がないようにする方法を考えてほしいなということを希望しておきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 先ほどからいろんな被害のことについての話がありましたが、ちょっと防災訓練のことでお聞きしたいんですが、今までよく地震・津波等の防災訓練は大きく取り上げられてきたんですが、それぞれの自主防災組織を使って水害のときこうしようとか、そういう各地域ごとの防災訓練の見直しというのを一度、考えてみる気はありませんか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在、市の防災訓練につきましては、メイン会場と各自治会ごとの中で、それぞれ防災訓練をさせていただいております。それで、市のメイン会場については、ことしに関しましては三原志知地区がメイン会場で、志知の小学校をメイン会場にして実施しようかなと協議がようやく煮詰まってきましたので、今のところ、三原志知地区を対象にしてやるということになっております。

それであと、それ以外の自治会につきましては、これも同じスタンスになるんですが、それぞれの自治会の中で自分たちのところにあった災害に対しての避難訓練なり、その中で火災対応やったら消火栓の使い方とか消火器の使い方とか、それぞれいろいろ工夫をされた中でしてきているのかなと思いますので、そういうスタンスでしていけたらなと思いますので、それについては各自主防なり自治会のほうへ、その時期になればまたこういうような事例がありますよというようなことも含めて御案内させていただいておりますので、そこでいろいろ考慮していただけたらとは思いますが。

以上です。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 各自主防災組織もいろいろと工夫して実際やられているとは思いますが、ただ、マンネリというたら失礼なんですけど、前回やったことと同じようなことを何回も続けているという地域もあるのではないかなという思いがするんです。

今回、いろんな災害を見てますと、それぞれの地域によっていろんな実情というのは違

ってきてるのかなという思いがいたしますので、同じようなものでなしに、その地域に合
って、ここやったら水害が予想されるから、こういう雨が降ったときにはこういう経路で
ここへ避難しましょうとか、そういうような具体的なことをやったというような報告をも
らうとか、そういうようなことも考えていくなり、また、それに合った市からの補助金等
もまた出していく必要があるのではないかなと。

ということで、防災課のほうからいろいろなこういう自主防災組織に向けて、何か手を
打っていく必要があるのではないかと思うんですが、その点の考えをお聞きしたいと思
います。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） なかなかどうしても、そういう今、委員さんが言われたよう
なことをお話しする場所というのが、どうしても自治会の理事会なりの中でのお話が今、
一番多いということで、なかなか単位自治会のほうへ入って行ってというのが少ないとい
うような状況もございます。

それで、今回、ハザードマップを9月に今、各地区ごとに9月に会があるところにつ
いては、そこへ持参するなりということで今、調整をしております。その中で、今、委員
さんが言われたような中で、その地域に合った防災訓練をしていきませんかとかいうよう
な形で啓発を、今回はしていけたらいいのかなとは思っています。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 せっかく防災マップができますので、それを活用していただきたいの
と、あと一つ、最近、国土交通省のほうから災害時のタイムライン、要するにゲリラ豪雨
なんかは対応は難しいと思うんですが、台風の場合でしたら2日前、3日前から大体こ
ういう経路で来そうやというようになってくると、市のほうの準備もいろいろできるん
ではないかということで、そういうタイムラインの作成を進めているという状況だと思
うんですが、南あわじ市の取り組みについてお聞きしたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） タイムラインですか、そこについてはちょっと、細かい部分
にはしてないんですが、今現状については事前に、台風が来ますよということになれば、
二、三日前には各部長さんに集まっていただいて、協議をしながら台風のほうの対応につ
いてはさせていただいております。

あと、今回につきましては、どうしても割とゲリラ豪雨的な形での集中豪雨の部分がございますので、なかなか対応が難しい部分がございます。それで、また広島なりのような状況も最近起こってきておりますので、そこら辺についてはまた新たな形で、何か早期の避難誘導なり、何か住民の方に対しての啓発等も含めて考えていかんなんのかなとは思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 いろんな地域でそういうような取り組みをしているところもありますので、一度ちょっとそこら辺を研究していただいて、市で取り扱えるところはそういうようなものも採用していただいて、市民の命を守るということが一番の前提やと思いますので、ひとつその点、お願いしたいと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 せんだって、福良で物すごく大きな火災があったわけなんですけど、いわゆる燃えた後の処理なんですけども、今、どのような状況になっているんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今の火災の状況ですか。被害状況につきましては、まだ広域消防のほうで調査中というところもございまして、最終結果についてはまだ出てないんですが、今現状で把握をしている部分につきましては、御報告をさせていただきます。

被害住家につきましては、住家、非住家は別にしまして全焼棟が15棟、この15棟につきましては、住家が2棟、あとはその工場なり倉庫なりの部分でなっております。あと、部分焼については6棟ということで報告をもらっているんですが、その詳細につきましては、まだ広域消防のほうで調査中ということで御報告をいただいておりますので、現在の被害状況につきましては、今、住家につきまして全焼が2世帯という形で報告をさせていただきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 全焼が2棟ということなのですが、これに対していわゆる部分焼の家もそうなのですが、含めて、市の対応としてはどういうことができるんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在、見舞金ということで条例等させていただいておりまして、その部分につきましては、全焼について幾ら、半焼以上については幾らという形で、見舞金の制度があるだけでございます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 もちろん、全焼された方についてはいわゆるその日から住む家がないわけですし、多分、半焼の家でも、なかなかそこで寝泊まりすることは大変やと思うんですが、そのようないわゆる対応というのはあるんですか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今回の場合は、確認しているところについては、親戚の方のところへ避難しているということでお聞きしておりました。それで、これまでの中で全焼になって、住むところがないというようなところについては、これまでの事例とすれば、市の住宅のあいているところがあればそちらをあっせんするとか、あと、それ以外であれば、急場であれば公民館等で一時避難していただくとかいう形では対応させていただいております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

それでは、暫時休憩をしたいと思います。

11時5分まで休憩とします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○蛭子智彦委員長 再開します。
質疑ございませんか。
副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 被害状況の報告がいろいろあったんですが、少し補いたいところがありますので伺いますが、土砂災害、それから河川の損壊なり道路の冠水なり、その箇所について、もう少し詳しい説明をいただけますか。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 箇所というのは、その地域ごとですか。それでは、先ほど107カ所と報告させていただきましたけど、その内訳は、旧の南淡が33、旧の西淡が29、緑が30、三原が15カ所というようになっております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 小さいものもあると思うんですが、ひとつ、河川の損壊ですね、河川の被害。県河川も含めて、何カ所かあったようですが、特に大きいところについてどこかということをお教えいただけますか。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほど、河川が37カ所と報告させていただきましたけど、そのうち県河川が17カ所のうち3カ所が災害申請をするというように聞いております。市のほうは20カ所あるわけですけども、そのうち災害で申請するのが8カ所ということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 県河川の3カ所はどこですか。何川のどこら辺ですか。

○長船吉博副委員長 管理課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 県河川については、倭文川の松帆・櫛田です。右岸側手、右岸です。それから、二級河川の牛内川、神代・国衙、それから同じく二級河川の馬乗捨川、志知中島の、以上3件を災害にかけるということで、県のほうには聞いております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 市の管理河川のほうで、特に大きいところで結構ですけども。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 特に一番被害額で大きいのは、中条中筋の除川ですね。これが30メートル被害がっております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 あと、土砂災害のほうでの災害申請を行っている箇所はどこですか。土砂崩れかな。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 市道につきましては、災害の復旧の対象になるのが路肩の崩壊ということになってきますので、道路の上流ののり面の崩土とか、また、道路そのものののり面の崩壊だけでは対象になりませんので、それは上げておりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、ちょっと土砂崩れでは灘のほうが通行どめになったと、通行どめの箇所は先ほど説明があったわけですが、通行どめ箇所以外でまだ降雨量も少なかつたということもあるんでしょうけれども、土砂を撤去したり掃除したりしなければいけないような箇所、県道も含めて三十何カ所かあったというようなことがあったわけですが、西淡関係では何カ所ぐらいありましたか。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） これはちょっと今、数を読まな、はっきりわからんのですけども、しばらくちょっと時間をもらえますか。

○長船吉博副委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時11分）

○長船吉博副委員長 再開します。
建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 私どもに報告を受けている中で、西淡管内は7カ所です。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 県道の西浦線といいますか、ちょっと目立ったのは、津井から阿那賀、丸山にかけてのところが何カ所かあったように思っておるわけですが、どうでしたですか。

○長船吉博副委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 県道でしたら、登立の阿万福良湊線で、その登立付近と、これは百軒堀というところが冠水で一時通行どめになっておりました。あとは、いつもなんですけども、うずしおラインのあたり、それと伊加利から阿那賀の間で土砂崩れがありました。その4カ所ぐらいかなというように思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 あと、津井から丸山にかけても少し土砂が、津井の出口から丸山にかけてもちょっと通りにくいところが何カ所かあって、2日ぐらいの間で土砂の撤去が終わったというように聞いておるんですけども。

この、今回ハザードマップの中で、これは今回は少なくて済んだんですが、いわゆる線状の雨ということで、バックビルディング何とかというような言い方をするみたいですけども、短時間で急激な雨が降ると、これが今、広島で起こっておる災害で、大変な被害が

出てることになっておるわけですが、広島では鬼真砂というか、真砂土の非常に雨に弱い土壌であったということですが、この淡路島も大体、西浦線は非常にもろい土というか、広島と比べてどうなのかというのはわからないんですけども、非常に少しの雨で石ころが転がり落ちてきたり、よくしますよね。今回、少なかったんですけども、そういう面で土砂災害の危険区域の指定というのか、これは今度ハザードマップで十分反映されておるのでしょうか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これにつきましては、土砂災害警戒区域、地すべり、急傾斜等につきましては、兵庫県の指定という部分で、その県の指定の部分をハザードマップのほうへ反映をさせていただいております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それが今回の土砂災害というか、小さい崩落だったと思うんですけども、これはリンクしているかどうかというのはわかりますか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今回、今のハザードマップの中と現在のしたところとは、ちょっとまだ照らし合わせはしておりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そういう部分で、警戒区域と実際に起こったところとのリンクをすることと同時に、その土砂災害の警戒に入っていないところでも起こったということになれば、改めて調査する必要も出てくると。それから、一昨年だったか、風力発電のところでクラックが発生して、大きな土砂崩れ、崩落があったと。これについては対策工事もされているということではあるんですけども、そのあたりが確認できてるかどうか、こういった点も大事なのかなということなんです。

その他にも、やはり低地帯はもう河川から内水の問題であったり、堤防の破堤であったりということは大きな問題になるんですけども、山間部、西淡でいえば津井であったり丸山、伊加利、阿那賀、志知、それから慶野、櫛田、こういったところでの土砂災害の危険性というのも非常に考えられるわけですね。

そういう、やはりハザードマップのところの点検なり、リンクなりもやはり細かくやって、常にそういう情報については更新をしていくというのか、そういうことが大事じゃないのかというふうに思っておるわけですが、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） それにつきましては大事なことだと思いますので、過去の実績等を踏まえて、また現在のそこと合わせていきたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それと先日、7月の後半に総務建設常任委員会で、敦賀市のほうに視察に行ってきました。そのときに、防災担当が市民に対して出前講座をやると、この出前講座が人気があるというようなことだったんですね。その出前講座に行くについてはパワーポイントで資料をつくったり、一つのマニュアルみたいなことをしてやるような考え方で位置づけをしてやっとなったわけですが、これも防災課長も一緒に行っておられたんですけども、そうした出前講座的な考え方というのは取り入れてやっていくということで考えておっていいんですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在のところ、その出前講座という形ではないんですが、社会福祉協議会の防災カフェとか、そういういろんなグループで防災についてとにかく話し合ったりとか、あと、自主防災のところからについては機会があるたびにいつでも言ってくださいよというようなことで声かけもさせていただいております。この前の視察の出前講座についても、同じような形でこちらのほうへ声がかかって、そこへ入っていくような形でもございますので、そこらについてはいろいろPRをしながら、中へ入っていく方策を考えていきたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 9月にハザードマップを各地域に配るというようなことであったわけですから、もう少し突っ込んで、自主防災組織等々の会もあるというように思いますしね、やはり自主防災組織の育成ということが大事だと思うので、やはりそうした出前講座的なことは、結構期待されてると思うんですね。うちの地域でも、市のほうに言おうか、

県のほうに言おうかというようなことがあって、県のほうに言えば説明にも来てくれるというような話があったんですけども、そういう県の体制というのは御存じですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 県のほうについてもそういう防災の中で、講演というか指導者をあっせんという形で派遣しているのは知っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ですから、県の対応もあるんですけども、市としてもそういういろんな取り組みで地域を興していくということであれば、講演というか勉強会の講師とか、これぐらいのことは防災課の職員は誰でもできるというぐらいのことは必要じゃないかというふうに思うんですけども、どうですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その部分については、職員のほうも前向きな形の中で、防災について説明とか講演とかいう部分については、どんどん踏み込んだ形でしておりますので、そのあと講師については、市の職員が行くのか、県のそういう人があって、それは要望の内容によっていろいろ使い分けをしていけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 わかりました。

ほかに。

廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと、がけ崩れの話が出ましたので、それに関連してちょっとお尋ねしたいと思いますけども、太陽光パネルを設置したところで、がけができて、それでちょっとがけが倒壊のおそれがあるという、恐らく市のほうへこういう相談があったと思うんですけども、その概要についてお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 最近、太陽光発電を実施している箇所が多く見られるんですけども、前回の委員会でも申し上げましたとおり、ほとんどのところが開

発とか建築確認とかかかるようなところでないのが現実でございます。それで、何カ所か思い当たる場所はあるんですけども、特に私どものほうにどうしてほしいというふうなことの要望なりというのは来ていないように思いますけども。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ちょっと、その設置されとる方からちょっと話を聞いたんですけど、隣地から苦情があって、それで、市のほうの立ち会いでいろいろ話をしたという話を聞いたんですけどね。それは、どういう造成のやり方かといいますと、以前、一般質問で言いましたように、コンクリートの塊を積み上げたようながけ地ですね。それがちょっと倒壊のおそれが出てきたと、ずれて。それで、そのことによってその隣の隣地の方が市のほうへ、恐らく都市整備部に話が行ったんじゃないかと思うんですけども、云々という話があったと思うんですけども。別になかったですか。担当課が違うのかな。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今、思い当たるのであれば上八木のほうでかと思えます。それについては都市整備部の管理、また建設課のほうで現地の立ち会いをしております。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 建設課のほうに相談に来られたのは、そののり面の崩壊先が市の河川ということで、こちらのほうにどうしたらいいかというようなことで相談がありました。結論から言いますと、復旧をしてくれるということでございますし、その隣地とのことについては境界がはっきりしないということで、地籍調査が入っておりますので、それを復元して境界を確定して復旧するというのを聞いております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、県河川の関係もあるんですけども、その隣地の方が非常に危険を感じて云々というような話を聞いたんですけどね。そういうものに対してのこれ、規制することは法律的には何らないわけですね。これやはり、恐らく今後、こういうことが大分出てくる可能性が高いと思います。それで、その都度恐らく都市整備部か農林振興かわかりませんが、恐らく相談があると、当然これ、予測されるわけですね。

ですから、そこらを内部でちょっと一遍、十分検討していただきたいと思うんですね。そのちょっと相談に来られた方は、天災やから多少補助金が出るんちゃうかなという話もされたんやけど、僕なんかやったら、ちょっとこれはむちゃくちゃな話やなという気はしたんですけど。やはり擁壁、がけができる以上はやっぱりある程度のきっちりしたものをさせるという、やっぱりそのような考え方を持っていかなといかんのと違うかと思ってますんで、今後ちょっと検討していただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 今回の火災の件でちょっとお聞きしたいんですけども、まず、火災の通報が入ってから各広域消防団、市役所、そういう一連の流れをちょっと確認のために説明していただけますか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 火災のほうにつきましては、淡路広域消防のほうから市役所の防災課のほうへ連絡が入ったのが3時56分でございます。それで、それを受けて、ちょっと何時というのは控えてないんですが、それを受けて消防団のほうについては防災ネット、メールのほうで配信をさせていただいて、地域のほうについては宅内放送で放送するのと、あと、サイレンについては南淡庁舎のほうへ、それは火災の通報が入っておりますので、南淡庁舎のほうでサイレンを鳴らしてお知らせをしているというところでございます。

それであと、流れ的には火災であればもうあと鎮火という時間になるんですが、鎮火につきましては、午後11時7分に鎮火という連絡がありました。それで、あと鎮火以降、鎮火してもまだなかなか範囲が広いということで、何カ所においても若干、煙等が出ていたということで、念のためにおりまして、最終的に福良消防団を残して応援、賀集、北阿万、潮美台が応援にかけつけてきておりましたので、その団員については午前2時に解散をしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 広域消防から3時56分に市役所へ報告があったというふうなことなんですけども、これ、非常に遅いですよね。僕が気がついたのが3時50分だったん

ですよね。その後、4時2分に防災メールが入ってきました。向谷に浦瀬商事の倉庫が1箇所あるんですよね。そこだったのかというふうな、この広域からの場所とかそういうなものは明確に来て、そのとおり打ったのかどうか、そこら一回、確認したいんですが。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） メールにつきましては、入ってきたとおりの形でさせていただいております。大体、時間をとられるとあれなんでということで、させていただいております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 やっぱり住民が僕らのほうにいろんなことを言うてくるんで、それは何もかも話は聞くけども、全然、真に受けてそういうことを言うんじゃなしに、消防団、それから広域消防、また地域の人たち、一生懸命やっておるのでいいんですけども、今回、非常にサイレン、前に文句言うたから、市役所のサイレンと消防のほうのシャットアウトして、別個になったと、そんな中で、サイレンが非常に鳴る間が短かったとか遅かったとかいう部分が、ちょっとかなり僕らのほうへ言うてきとるんですよね。そこら、どういふふうな認識を持っておるんか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現状のお話をさせていただきますと、南淡庁舎の分については職員なり、夜間であれば宿直の者が鳴らすという形になっております。それであと、消防センターのほうについては、今現状であれば、消防団がかけつけた時点で鳴らすというふうに、今現状ではなっております。それにつきましてはちょっと、以前からというか、南淡庁舎を鳴らしたときに、消防団がこれまでは行った時点で消防センターのほうをとめるという形になっておりました。

それが、どうしても消防のほうか、どういう状況になるかちょっと把握してない部分があるんですが、とめるのが遅くなったりとかいろいろあって、地域の方々からも、長いこと鳴りよるといふようなこともありまして、今現状ではもう消防団が消すというよりも、鳴らすほうへ切りかえをさせていただきましたので、そこへ来るのがおくらしているのか、そこについてはちょっと消防団のほうと、どういう形で対応しているのか確認する必要がありますかと思いますが、現状ではそういうような形で対応いたしております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 来年から、もう市民交流センターになるんよね。これ、もし夜間のときになれば、宿直とかいないはずなんよね。これ、役場側のサイレンを誰が鳴らすんか、そこらの指導とか考え方をお聞きしたいんです。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） これにつきましても、消防団と協議という形になるかと思いますが、現状では消防団に鳴らしていただくと。南淡については、まだ南淡庁舎においても庁舎がそのままあるのかなという部分もございますので、どうしても消防団がかけつけていただいて、中で鳴らしていただくという方向性が一番強いかなと思っております。
以上です。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 やはりこれ、市民交流センターのセンター長に鳴らしてもらうような考え方、それも夜間であれば当然、防災メールとか入ってくる、そしたら携帯とか、そんなんで鳴らせるようなシステムもとれると思うんですよね、何らかの形で。これだけメディアが発達してっとなのやからな。無線でもええやん。そういうふうなんもひとつ、考える必要があるんと違うかなと僕は思っとるんですけども。そういう今後の考え方、持ってもらえますか。

○蛭子智彦委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 即答はなかなか告げにくい部分があるんですが、そこについては今後、するとかせえへんとかいうことではなく、今、合併して4地域、地域性みたいなものをなくしていかんなんという部分もございますので、そこらの団員の確保とかいろいろな部分の中で消防団と協議をしていくというところで、ちょっと具体的な話になかなかなれへんと思いますけれど、今後の消防団活動の中でということで、協議はしていきたいなと思います。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長　　もうほんとにこれ、第一報がいかに早いか、早期消火を手がけるかというのが一番大事なところであって、消防団をいかに早急に寄せるかというのも、やっぱり一つの方策を考えていかないかん。それも一つのサイレン、仕事に沖へいっとるとか防災メールとか、そんなんもあるかもわかりませんが、やはりそういう早急に寄せられるような方策のためにも市民にもわかっていただける、また逆に、避難せないかん部分も出てくることもあり得るんで、そういう夜間とか、そういう非常時、特に、いかに鳴らせるかというのをやっぱり必要ではないかなというふうに思うんで、よう協議して検討していただきたいと思います。

終わっておきます。

○蛭子智彦委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　あと、いろいろお話の中で、消防団についてもまだ、いろいろ、いち早く行ってサイレンを鳴らさんなんか、基本的な部分のことも含めて、ちょっと消防団のほうもお願いせんのかなど。だから、一概に機械だけの話でなく、そういう基本的な部分のことも含めて、いろいろ話をしていった中で持っていきたいと思いますんで、そこらについては御理解をいただきたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　登里委員。

○登里伸一委員　　このたびの広島集中豪雨では非常に指示を出す、避難指示とか勧告を出すのが非常におくれて、防災担当の部長さんの苦渋の記者会見がテレビで映っておいりましたが。私たちが平成16年の23号台風で、その経験がありました。その経験を踏まえて、現在の市の対応は非常に早く出しておりますので。遅かったら結局、逃げろと言っても逃げられないんですね、あの土石流を見たら。指令で行っていた副の人の、子供を抱いたまま流されたという二次災害もありました。それに対して、この近年の市の対応は非常に素早い、あれは恐らく避難指示とともに避難所の開設をしとるんだと思いますが、非常にすばらしいと私は感心しております。

問題は、その指示はまず誰が検討して出しておるんかということと、先ほど、市に対する連絡の方法は今もお話がありましたからいたしません、土石流の危険地帯というような箇所がわかっておって、公表されておるのかという2点をお聞きしたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　内容的には市長、副市長の命令下で、その対応をいたしてお

ります。それと、今、土砂災害の警戒区域については、今回の出させていただきましたハザードマップのほうにも明示をさせていただいてますし、以前、合併当初出させていただいたハザードマップのほうにも警戒土砂災害のところについても載せさせていただいてますので。今現状、なるべく早くということで、ホームページのほうでもそういうハザードマップを上げさせていただいておりますので、そこらを見ることによって、また啓発の部分も含めて出させていただいておりますので、そこで御確認をいただけるようにはしております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 本当に、というのは広島県のこの安佐南区じゃなくて、北区に私の弟がおりまして、あの辺の多少は地形をわかっとして、非常に興味を持ったんですが、そのときの部長の記者会見が非常に気の毒だったなということを思いました。それに関して、市は非常にいい対応をしておりますので、今後とも、こんなに早くというようなことがあっても、決して早くなることはないと思いますので、やっぱり早目の指示は大事だなと思いますので、これからもお願いしたいということで、終わります。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
それなら、副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 今回、避難者は自主避難ではなかったんですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 自主避難です。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 避難所の開設はしましたか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 今回につきましては、事前の連絡ということで、事前に今、開設しましたという部分についてはしておりません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 開設したかしないかということだけを聞いておるんです。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 指定避難所については2カ所、それから自治会の公会堂が1カ所の、3カ所です。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、開設したところには避難者がなくて、実際に3世帯ですか、あったのは自主避難であったということですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その3カ所で避難所を開設して、自主避難を受け入れたということですか。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ということは、避難指示はしていないけれども、避難所は開設してあったと、で、自主避難者を受け入れたということですね。

それはもうかなり改善されたかなと思うんですが、以前も高潮、これは阿那賀、丸山地域などは台風が来ると高齢者の方は避難指示などがある前に、まず公民館に行く。津井でもそういうような、開設する前にまず公民館に行くというようなことがこれまでたびたびあったんですけれども、そういうことと言えば、自主避難者を受け入れるということで、避難所の開設をしていなくても、自主避難者が来た場合に受ける態勢はとっているというふうに理解してよいのでしょうか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） そのとおりでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そのときに、例えば応急の毛布であったりとか、あるいは飲食物であったりとかということの提供はされるんですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 原則、自主避難の場合、原則は手弁当でお願いしますということはお願ひしております。どうしても急に行かんなんということで、できない場合については臨機応変な中で対応はさせていただいております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 今回は高潮の警報も出ておったわけですがけれども、丸山、阿那賀での自主避難がなかったということで、そのあたりどうなっておるのかなど。ちょっとよくわからないんですが、これまでは高齢者の方が本当に早い時間帯に自分たちで車を段取りして行くということがありましたものでね。その点、今後もそういう自主避難というのがやはり一つは鍵かなど、避難指示を待ってということではなくて、雨風が強くなる前に自主避難をしてもいいですよと、また、それを奨励するようなこともぜひやっていただけたらというふうに思っておるわけですがけれども、その点、いかがですか。

○長船吉博副委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 自主避難につきましては事前連絡で、今回についてもその事前に、行きたいときには開けてもらえるのかというような問い合わせも多々ございました。それについては、それはもうどうぞということで、事前の連絡だけ、職員の手配なり等にかかりますので、それは受け入れを、依頼があれば全部受け入れるという形で対応しています。

○蛭子智彦委員長 そしたら、消防防災対策の問題が続いたわけですが、それ以外にも
しございましたら、質疑どうぞ。

熊田委員。

○熊田 司委員 市の広報に載ってましたが、市職員採用試験の件ですが、今回、事務職が3人程度という形になってますが、これはちょっと、人数的にも余りにも少ないのではないかなと思ったりもするんですが、その総務課の対応を、どういうことで今回3名になったのか聞きたいと思います。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今回、今おっしゃられたように事務職3名と保育士が4名というような募集でございます。事務職3名というのは、今回、定員適正化計画に基づいていろいろ採用計画を立てているわけでございますけども、平成27年4月には養護老人ホームが民営化されるということでございまして、出先機関の職員が本庁のほうに入ってこれるというか、カウントができるということの中で、そういった3名程度ということで対応しているわけでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 今、既存で勤められている方がこちらのほうへ戻ってくるということなんですけども、やっぱり各年代ごとの人数もある程度確保しなければ、これからの職員の体制とかもいろいろと影響が出てくるのではないかなという思いがいたしますが、そこら辺の計画についてはどうなってますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） まず、定員適正化計画ですね、平成22年度から第2次が始まって、現在、最終年度の段階に来ております。やはり、職員数を500名にするというのが定員適正化計画の目的でありまして、まだ現在、525名ということで、まだあと25名削減しなければいけないことになっております。その中での話ということで、先ほど言われたように、年齢構成上のバランスもとっていかなければいけないということでございますけども、それも考慮した中で今年度、平成27年4月については、今言ったような事務職3名ということでの対応ということで進めていきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、8月18日で一応締め切りというような状況ですが、応募状況はどうなってますか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 一般行政職が94名の応募がございました。ちなみに保育士が25名ということでございます。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それは、定員適正化計画にのっとってという状況はやっぱりよくわかるんですけども、94名が募集されて3名というような状況、今回はこれでもう締め切ってますのでどうこうはないんですが、やっぱりこの人口減少とかいうような形もありますし、やっぱり役場で働けたら、やっぱりそれだけのまた家族なりの、そういうようなこともあったりするので、やっぱりそこら辺も踏まえて、きちっとしたそこら辺の対応をこれからお願いしたいと、これはお願いするしかないなとは思いますが、しっかりとそういう世代ごとのバランスがとれるような対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
長船副委員長。

○長船吉博副委員長 きょうの神戸新聞に、淡路市が台風11号の災害復旧で1億9,400万専決処分でという、非常にスピーディーな対策をとるんですけども、先ほど建設課長は、当市では1億3,000万というふうな金額を言っていましたけども、財政担当としてどういうふうな考え、もう専決で早急にやられるんですか。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 南あわじ市の対応といたしまして、農地も含めまして、農地のほうで150件の、2億5,000万程度の被害が出ております。事情をお伺いして査定している段階で、災害査定が10月下旬ということで、取り急ぎせんなん部分について9月補正の対応をもって可能であるという返事をいただきましたので、今のところ、9月補正のほうで予算計上させていただいて、災害の対応をしたいと思っております。

ただ一部、林道災害につきましては、査定がちょっと早いということで、予備費の対応をもって査定設計書のほうの作成を行うということで、その部分についてはちょっと先に進めさせていただいておるような格好で対応したいと考えております。

○蛭子智彦委員長 長船副委員長。

○長船吉博副委員長 なら、とりあえずは農地は、それは査定がある部分であって、その緊急災害復旧に対してはもうその都度、臨機応変にやるというふうに考えておいていいんですね。

○蛭子智彦委員長 財政課長。

○財政課長（和田幸三） 施設等の軽微な部分につきましては、今持っております予算の中での対応が可能な部分もごございます。災害ということで、取り急ぎする部分について必要なものについてはその修繕費をもってやっていただくような格好になるかとは思いますが。あとで修繕費の追加なり、公共災害の部分の振りかえ等も考える必要はあるのかもわかりませんが、取り急ぎ可能な部分について、必要な部分については対応ができていると思っております。

○蛭子智彦委員長 1の項目について、ほかにごございますか。
北村委員。

○北村利夫委員 きょうの新聞報道なんですけども、地方公務員の給与の引き下げが必要やというような新聞報道があったんですが、御存じですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 人事院勧告のお話でしょうか。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いや、違うねん。いわゆる地方公務員の給与制度を見直している総務省の関係で、先ほどちらっと2%やというような話が出てましたけども、国家公務員のほうは2%カットせえと、ほんで、それに合わせて地方公務員についても、いわゆる地域の賃金よりも多いところが見られるということで、その勧告した団体から総務省のほうに答申を出すということなんです。それについて総務省いわく、そういう声を中間取りまとめが来れば、地方にそのように要請するというようなことが書かれとったんですけども、そういう情報は入ってないんですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 8月7日に人事院勧告があったわけで、その中で2本立てのうちの1本が、その平成27年4月に、先ほど言われた平均2%の減額、最大4%の減額、これは平成18年に給与構造改革があったわけですが、それに次ぐ第2弾ということでの話でございます。これについては、もちろん人勧でございますので、国がそれを実施すれば当然、地方公共団体もそれに倣って、準じて対応していかざるを得ないということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そうでしょうけども、いわゆるこの総務省の有識者検討会の中では、地域のいわゆる給与水準ということを重視しているというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） その関係は、例えば地域手当なんかの関係で調整はしてるかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 給与水準の引き下げということなんで、いわゆる手当とはまた違うのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 給与については当然、格差が今でも、御存じやと思いますけどもラスが出ておまして、各地方公共団体によって給与水準が違っております。それを、総務省はラスを基準にして、できるだけ100に近づけるようにというような指導がございますので、それについてはそれぞれ各市が財政状況を見ながら取り組んでいるところでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ラスについては、僕らは見解が違うと思うんやけども、あくまでも地方公務員の場合は、地方のいわゆる地域の給与水準にできるだけ合わせなさいというようなことやと思うんですけども、なかなかそうはいつてないと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 例えば県でありますと人事委員会がございます。ただ、当市については小さな市でございますのでそういった機関がなく、民間の給与の調査をすることができないというかしておらないので、なかなかそれについてはどこに基準を合わせたらいいのかというのが難しいこととございますので、なかなかその水準自体がわからないような状況でございますので、現状では困難であると思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かに困難でしょう。でも、いわゆるこの水準は50名の事業所以上というような一つの基準がありますよね。そやから、やる気があるかないかやと思うんですが、これはもう何ぼ言うても始まらへんと思うので、そういうことなんで、いわゆる今の執行部、また首長さんの姿勢次第やというふうに思いますので、一応、これで終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、1の項目で何かございますか。
登里委員。

○登里伸一委員 情報化の推進、特にさんさんネットの映像配信についてをお聞きしておきます。実はこのたび、高知県で全国中学校の総合体育大会がありまして、たまたま新聞で見たものですから、サッカー会場へ高知市と香南市の会場に行ってみりました。

それで感じたんですが、毎年、番組を編成してやっとするんでしょうけど、ああいうところに映像を、例えば応援に行っている人に撮ってもらうために、簡単な機材を調達して撮ってもらうとか、そういうことをすれば非常にたくさん、全国大会、いろんなところにもたくさん行って、市長や副市長が会見、向こうから来たのに激励のあれをして写真も載っておりますけども、そういう人たちがどうしてるかというのもいいんじゃないかなと感じました。

それで、そういうことが可能なのかどうかということと、非常に費用がかかるのかということを含めて、御答弁願いたいと思います。

○蛭子智彦委員長 情報課長。

○情報課長（土肥一二） このたびの西淡のサッカーの部分なんですけれども、壮行会も先般行われまして、その映像につきましては、この8月22日金曜日更新の番組のほうで、その壮行会の様子とか、それとか近畿大会で優勝した様子、それから全国大会の結果とかいうことを放送します。

それで、今回とった手法といたしましては、保護者の方に撮られた映像を利用して番組を構成して、今回、放送する予定です。それで、何か貸し出しということでもありますけれども、うちのほう、ハンディカム1台ございますので、その辺はまた検討していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 前向きに検討しとるようで、非常にうれしく思います。文化面でも伝統のある淡路人形浄瑠璃等もあちこち行くでしょうし、そういうことを、遠いところでも頑張ってますよという郷土の選手やそういう人たちの映像を見せるというのは非常に大事なことだなと感じましたので、引き続き努力をお願いしたいと思いますので、要望いたしておきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 1の項目について、ほか何かございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 なら、一つだけちょっとお願いしたい、聞きたいんですが。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 （7）の友好市町の関係なんですけれども、この友好市町の活動について、今後具体的に何か取り組むような予定というのはございますか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 国際交流の関係でございますでしょうか。友好市町の

関係ですね。5月に広報で友好市町と提携ということで募集を載せております。それで、今のところ1件、検討するというので持ち帰った団体があるんですけども、まだ申請には至っておらない状態です。申請につきましては3月まで締め切りがありますので、これからも適宜、行っていただく、友好していただく団体を募っていきたいと思っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 来年、市制発足10周年になりますね。友好市町ということで、議会運営委員会でも北海道新ひだか町とか行ってきたわけですけども、もし記念の行事があるのであれば、そうした友好市町の関係の方々にも案内を出すとか交流をしていくとかというようなことは考えられないのでしょうか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 来年10周年を迎えます。それで、今年度は福井県の大野市が60周年を迎えまして、その案内もいただきまして、副市長、それから市長公室のほうも行ってまいりました。そういった機会におきまして、何か友好を深めていければなということで検討していきたいと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかになければ、この1の項目については午前中で終了したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 では、午前中の調査はこれで終了したいと思います。

再開は13時で、再開後は重点調査について調査を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、休憩に入ります。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○蛭子智彦委員長 それでは、再開をいたします。

午後の調査につきましては、次第にお示しをしておりますように、重点調査として、第2の項目、都市整備事業の推進についてと下水道事業の推進について、それから、3、その他ということで、指定管理者制度についてということも挙げております。この2と3を同時に調査を進めたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

質疑ございませんか。

森上委員。

○森上祐治委員 下の下水道事業の推進についてということで、若干質問させていただきます。

きょうは集中審議ということで、改めて南あわじ市下水道の第2次中期経営計画というのを、けさ読んできました。10月にこの計画の中間報告がされるという計画書になっておるんですよね。これはこのとおり、報告が出てるんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 報告といたしますか、今の状況でございますけども、若干のおくれ等はございますが、面整備等の事業については順調にしているのかなと思っております。報告についてはまだ10月に報告させていただきます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 計画書の12ページの計画達成状況の公表と、これはやっぱりその極めて大切な大きな事業なので、市民からの理解も重々得ながら進めていかないとということで、公表していくということで、①公表時期と、中間報告平成26年10月と、最終報告平成29年の10月と明記されております。そういうことで今回、中間報告前ということで、集中審議もされるんかいなと私なりに解釈して、けさもこれを読んでたんですけども。

この第1ページ目ですね。計画策定趣旨というところで、こういうことが書いてあります。事業の現状と、小規模自治体の下水道財政力は非常に弱いものだと言われてますと、これもまた私、当然のことやと。今まで、議員になってから同僚議員が来る、この下水道事業について質問される中で、大変な事業やなというふうに私なりに認識してたんですけども。

ども、この小規模自治体、小さな自治体において非常に厳しい財政能力を課するものである理由として4点挙げてありますけども、この4点というのはどんなものなんですかね。事業の課題やな。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 2ページにもあるんですが、接続率が非常に低いこととございます。それと、2番目に処理原価、使用料単価が高いと。やはり小規模自治体におきましては、処理能力的なものがコスト的に非常に採算が起きないということが大きいのかなと思います。また、3番目としましては、整備にかかる事業費に対する起債の償還額等が非常に大きくウェートを占めてくるということとございます。それと4番目ということで、市民の意識が非常に低いということが小規模自治体では過疎部が多いということで、下水道の必要性等の認識が浅いのでないかということが課題として挙げられてくると思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、村本課長がおっしゃるとおり、この4点なんですよね。私なりにこれを見て、従来の同僚議員なんかの質問、質疑を聞いていて、特にこの1から3、接続率が低いことであるとか処理原価と使用料単価の乖離とか、それから一般会計補助金の増加とか、毎年十数億円、一般会計から補助が出てますよね。こういう実態を見ると、私も全く、正直言って議員になるまでは、上下水道の成り立ちなんぞ全くわからなかったんですが、この7年、8年聞いてるうちに、この下水道事業なんていうのは、どだい一地方自治体で賄える能力、無理な動きをしてるんじゃないかなと、財政的にですよ。

この計画が、いわゆる第2次計画、これを読んでて内容、こういう計画をしますと書かれています。これは確かに改善はされるでしょうが、しかしこれは、こういうことが順調に行ったとして、果たして根本的にこういう財政的な無理な状況が打開できるんかどうか、その辺、どのように認識されておりますか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 委員おっしゃるとおり、この中期経営計画では、また、中期経営計画を策定した時期では、南あわじ市においては建設段階でございました。それについて、また今現在、今度見直しということも出てこようかと思えます。今度の中間報告等でもあるんですが、今度、建設段階から、今度は維持管理の時代が迎えられるというこ

とでございます。その中で、南あわじ市下水道のほうでは、コスト削減等を図っていくということで、今現在、施設数を減らすということを考えております。

それにつきましてはやはり県の人口の統計等も加味いたしまして、少子化の問題もございます。それと、節水機器によりましての使用量の減少等もございますので、そこらも十分含めた中で今後、コスト意識を持った経営を目指していきながら、なるべく経費のかからない運用を目指さなならんのかなということを考えています。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 当面の1年、1年の計画、動きとしてはそれでええと思うんですけどね、この計画書にちょこちょこ出てくる、いわゆる償還金のピークになる平成39年云々というのが出てきますよね。これが非常に大変やと、これは具体的にどういうことなんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 一応、この中期経営計画では、将来的な推移の中で、今、起債、当然、現在も起こしているわけでございますが、今現在の起債残高の293億円等がございます。そのピークが38年に来るというときに、どれだけの一般会計、下水道会計を合わせまして南あわじ市自体が体力があるかということが問題になってくるんかなと思うんですが、その38年で健全的な経営ができるように努力せなならんのかなという考えを持っています。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 その38年目指してということなんですが、この計画書の中で出てくる数字なんですが、38年でも普通にいったら、21億8,000万円の補助金が一般会計から必要になると。だから、それが非常に巨額なので、かなり低目にするための計画ということだろうと思うんですがね。それがどのぐらいこの第2次計画からすれば、普通に流れていったら38年にはまだ21億8,000万円もの一般会計の持ち出しが必要であると、これをどれだけ軽減できるという計画なんですか、これは。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かにその二十数億というのはもうございますけども、先

ほど課長も言いましたように、統廃合計画等々で、その維持管理費とかの費用面をやっばり削っていきなりとかしてやっていくのかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 ようわかれへんのですけど、その辺はもう39年、大分先のことなんです。当面、我々はお互い、力を入れて下水道事業の前進のために努力せないかんと思うんですけど。

ちょっと具体的に質問を変えて、わからんところを教えてくださいたいんですが、この文章でも出てくる、計画書に出てくる、よく、いわゆる生活排水処理率が平成22年度で75.7%という、この計画を策定した段階での処理率、もう一つは41.何%という、処理率と接続率の違い、これはどない違うんですかね。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 接続率と申しますのは、今現在、下水道が整備できまして、各家庭に公共ますを設置しております。それについて接続されている率と理解していただきたい。また、処理率につきましては、下水道事業、生活排水自体につきましては、合併浄化槽、公共下水道事業、農業集落排水事業、さまざまな省庁によって事業がなされております。それを全て賄って、それらで全て処理される下水のされる率を処理率というような解釈でないかなと考えています。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 わかりました。私もちょっと誤解してたんですが、75.45%か、これは22年度末で、ということは、私が思うとったんは、南あわじ市の接続率が、いわゆる下水道の加入率が75%ぐらいやというふうに思ってたんですけども、現実には、接続率、実際、下水道を活用している、いわゆる公共の合併浄化槽やなしに、下水道本体で接続しとるのは41%ということ、そういう認識でいいのかな。よろしいの。

○蛭子智彦委員長 下水道課長、今のでよろしいですか。

○下水道課長（村本 透） 結構です。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私も大きくこう、南あわじ市で各家庭の割合からして、いわゆる下水道そのものを活用しているのがその41%であると、これが6年計画で、ことし3年目の目標が45%まで上がっておるといふ計画ですよ。現状はどうなんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 今現在の接続率でございますが、ますの設置個数と、それに対しまして接続している率で申しますと、64.8%まで上がっております。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 64ということは、6年目、この第2次計画の6年目の最終は56%になっておるんよな。その上前を行っておるわけですか。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） これにつきまして、64.8につきましては、これは公共下水道、農業集落排水、全ての下水道と名のつくもので64.8%です。この中期経営計画のほうにつきましては全て、合併浄化槽から全てを入れた下水道での率になると思います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 どうもようわからへんのやけど、この計画書の5ページに表があるでしょうが。下水道接続の推進と、この1年目から6年目までのその供用開始地区ごとにおける接続率の目標値と、この目標接続率が1年目は35%からずっと上がって6年目は56%。今聞いたら、64.8%やて、そりゃうれしい数字なんですけど、としたら、この計画は何だったんかということなんですね。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） ちょっと補足させていただきますけど、この5ページにあります目標接続率といいますのは、その公共下水道事業、面整備を行いまして、それから供用開始を行います。供用開始というのは、各家にますができますよね、そのますにつな

いでもらうこの率、接続ということで、1年目でしたら35%をつないでもらう、大方、35%と。

○森上祐治委員 現状からは35%と。

○下水道部長（原口幸夫） そうです。それで、だんだんというような格好になります。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それまではもう、現状つながっている、これは1年目やから平成22年度までにはもうかなり接続されてるから、その上にこういうことが出とるのですか。その上乘せということやな。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） ちょっと説明不足で申しわけございません。極端に言いますと、まず、阿万地区で言いますと、阿万地区で1年目に35%つないでもらえてます、2年目になったら40%つないでもらえてますという、このパーセンテージです。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それは、それでわかるんですよ。ということは、3年目には市全体の接続率が、平均して、総合して45%が目標やということなんだな。ということは、市全体ではまだ45%しか接続されてないという認識になってくるんやけど、これは間違いないか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） まだ、要するに全体が、市全体で言えば100%工事が終わっておりません。という中で進んでおりますので、ちょっとこのパーセンテージ、市が全体かというたらちょっと無理があるのかなとは思いますが。

○蛭子智彦委員長 要は、整備区間の中でというような意味で理解しとったらいいうことですか。
森上委員。

○森上祐治委員　　私、ちょっと頭が悪いんでやな、後でまた説明にお伺いします。もう少しレベルを落として、懇切丁寧に説明してもらいたいと思うんですが。

　　ちょっと説明の趣旨を変えて、さっきの課長がおっしゃった課題の4つ目、市民の意識向上と、これは市民は意識が低いとおっしゃってましたけども、これは誰が見ても下水道が必要やと、古代ローマの時代から下水道というのはあるんですからね。いわゆる快適な生活環境を維持していくために、それからいわゆる水質の向上というものを目的に書いてありました。そういう観点から、必要なのはようわかってます、市民も。私も市民の1人としてね。

　　しかし、その意識を向上させるというのはどういうことなのかというような感じを受けたんですが、これ以上何をせえということかと。

○蛭子智彦委員長　　下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫）　　まず、私どもでやっているのが小学生に対する出前講座とか、あと、広報等々でも申し上げておりますけども、ただ、接続ということになってきますと、やはり個人個人の経済状況等々もありまして、以前にも本会議のほうでも申し上げましたが、なかなか一度にお金の要るところと、要らないところはすぐつないでもらえるのもあるんですけども、なかなか独居老人とかでひとり暮らし等々で、なかなかつなげてもらえてないとかいうのもありますし、ただ、森上委員が言われたように、下水につなげてもらえるのは一番いいと思うんですけど、なかなか全員が全員、そういう理解をしてももらえればもっと進むのかなと思っておりますが、なかなか私どもも努力はしておりますけども、そこまで至っていないのが現状でございます。

○蛭子智彦委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　この計画書では、これからの増収対策の取り組みについても書かれております。それで下水道事業審議会というのをこれから設置していくんやという計画になってるんですけども、26年度、今年ですよ。これは準備で、来年度、27年度に設置をするということなんです。私もこれを見て、今までこんなのがなかったんかいなど。何で今ごろというような素朴な疑問を受けたんですが、この辺のことを御説明をお願いしたいと思います。

○蛭子智彦委員長　　下水道課長。

○下水道課長（村本 透） 先ほど私のほうから申し上げましたとおり、この中期経営計画では建設段階でのコスト、22年度でございます。その時点での一応の目安としてこの平成31年ですか、この中期経営計画の最終年度の目標を達成するために見直し等がかかってくるということでございます。

それで、27年度、28年度でこの検討委員会を立ち上げるということでございます。27年度で検討委員会を立ち上げて、28年度で今後の計画をもう一回見直そうよというようなことを盛り込んだんでないかということ考えております。

ちょうど中間時期で、一旦この事業費等の見直しを行った上で、もう一回検討委員会等で審議していただく、このままでいいんかというようなことを審議していただくとか、軌道修正等が必要であれば、ここでやっていくのがいいんかなということ挙げてないかと考えます。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 それはもう善は急げで、ことしでも来年からでももちろん設置するのは、これはいいことなんですが、考えようによっては、こういう今のこの下水道事業の財政事情というのは、当初からわかっておったことですよ。特にばあっと広げていったときに、ここに書いてあるように677億円もトータル、経費をぶち込んでおると。そのあたりで今、一般会計は償還金の補填のために無理をしているというようなことなんで、やっぱりこういう事態は合併当初からでもわかっておることじゃないかと。

これは、済んでしまったことをどうこう言うわけじゃないんですけど、どうも我々市民としたら、この水道事業、特に下水道事業について、やはり問題の重さと動きがちょっと乖離してるんじゃないかなという、私はこう認識を持つとるんですけどね。市民に対する意識の向上なんて、ほんまにあかんだったら、こないにしとるのやからこないしてくれやと、もっと思い切った施策を打ち出す必要があるんでないかと思うし、こういう、最初言ったように、小規模の自治体は非常に財政力が厳しいと。であれば、国や県にもっと働きかけて変えてもらわないと、地方の自治体はもうたまったもんじゃないですよ。我々市民としたらますます、書いてあるように人口減、いい材料がないんです、これからは。

だから、その辺のことを踏まえたら、この計画書、私の不勉強でしっかりとよう読んでないんですが、ばあっと読んだ限りにおいては、これでええんかいなというような認識を持ちましたけども、部長、ちょっと見解を最後にお伺いしたい。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） ただ、この事業といいますのは、旧町のときから始まって

おりまして、今現在、ただ合併して4つの町が1市になった関係上、こういうようなことが起きていっているのが現状でございます。ただ先ほどから、一般会計から十何億という話もございますけども、一応この18億の中にも交付税算入ということで、一般会計に一旦、交付税が行っております。その中から18億を私どもがまた補助としていただいているのが現状です。まるまる十何億が一般会計から持ち出しというわけではございません。

ですから、この事業につきましては、今後もまだ十数年かかります。ただ、その中で財政部局とも検討しながら、過度の予算が金額を示さないように、検討しながら進んでいくというふうに思っておりますので。

それと、今後、処理区域でいいますと松帆・湊だけが面整備がまだ8割ほど残っております。あとのところについては、ここ二、三年で面整備は全部終了します。その中であと、今から、今言いました松帆・湊につきましては、まだこれから毎年何億かの面整備も進んでいきますけども、そこら辺の面整備の進め方についても予算的なことについても、財政部局とも調整をしながら進んでいく予定になっておりますので、よろしく願います。

○蛭子智彦委員長 森上委員。

○森上祐治委員 今、部長の御説明で、私も重々わかったとは言えないんですが、要は皆さん方が頑張って、下水道事業に奮闘されてると。これが今、財政事情が非常に厳しいんやけども、ある時期が来たら、健全な形で運営ができるという見通しを持つとということと、もう一つは、今、部長がおっしゃるように、合併浄化槽云々、全部ひっくるめて、一定の時期が来たら南あわじ市の生活環境が快適になるという、新たな目標を持たれてる、海の水とか川の水の水質も維持されるという形に、事業としては100%近く目標を持っていけるという見通しを持たれてるんかをお聞きしたい。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 単純に行きますと、平成37年でしたか、この10年でほとんど面整備が終了するとは思っております。ただ、面整備が終わることによって、接続して使用料に反映されれば、今、健全経営もなされるのかなとは思いますが。ただ、その中でその使用料だけでも、今の使用料では到底賄い切れておりません。そこで、先ほど言いました審議会等々を設置していただいて、その中でいろいろ検討していただいて、その答申結果に基づいて使用料を上げる、そのまま維持とかいう中を、答申を踏まえて私どもも今後は検討していきたいと思っております。

ただ、その使用料を簡単に上げるといっても、なかなか今年度、ことしは消費税が8%になり、来年度に10%という動きもある中で、なかなか使用料を上げるのもちょっと難

しいのかなとは思っております。

○森上祐治委員 部長の説明の中で、使用料云々と。使用料を上げたいんやけど悩んでいるというような話がありました。この計画書でもそうでしょう。

○蛭子智彦委員長 森上委員、質問ですか。質問ですね。
森上委員。

○森上祐治委員 えらいすんません。検討、検討となっているんですね。上げるとは書いてない。だからその辺、もっと市民の意識向上というのであれば、思い切って市民にも提示してもらいたい。そしたらまた議会もそれに対して云々という質疑、議論になっていくと思うんですよね。
終わります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 住宅の耐震化について。これ、簡易耐震診断、一応3万円、一応無料でやっておりますけども、耐震診断をされた後の耐震補強が非常に少ないように思うんですけども、実施数としては幾らぐらい、今までで何戸ぐらい簡易耐震診断というのをされて、耐震補強工事を何棟ぐらいされたか、それをお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今、委員おっしゃるように、簡易耐震診断であれば昭和56年以前の旧耐震の住宅については3万円のうち1割負担、3,000円ということで簡易耐震診断が受けられます。それで、耐震診断は受けられるんですけども、その後の計画策定なり、工事まで進まないというふうなことがよく御指摘されるんですけども、やはり今までの実績から言えば、300万から耐震改修工事の分だけにしても、実績から言えば300万から500万程度ぐらい要ると。それはリフォームの分を除いて、耐震補強にかかる分で大体そのぐらい要ると。そうなると、やはりひとり暮らしの世帯とかの老人の世帯であれば、やはりちゅうちょするふうな傾向があって、なかなか進みにくいというふうな傾向が出ております。

それで、今までの耐震診断が平成17年からで共同住宅も含めて123件、耐震診断を行っております。その中で、計画策定まで行ったのが43件、それから工事まで行ったのが22件と、平成17年から25年までなんですけども、そういうふうな結果となっております。

ります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、恐らく進めるのがなかなか、どこの地域でも同じようなことが言えるんですけども、非常になかなか前へ進まない。先ほど課長がおっしゃられたように、金額的に高い金額がかかると、そこらが問題だと思うんですけど、これ、役場としてはどうしたらええかというのを考えられたかどうか、そこら、このままで行ってもこれ当然、なかなかふやせ、ふやせいう勘定でやっても、耐震補強をなさいというようなことを言うても、やっぱり費用がかさむし、どうというような形態で今後進めていくんか、どのような考え方をしとるか、そこらをお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） その辺については、県の担当のほうも県下全体的にそういう傾向があって、いろいろ検討しているところではございます。それで、本市においては以前も東南海地震に備えての、例えば全体的な耐震改修ができない場合について、シェルターとか個別の簡易耐震ベッドとか、そういうふうなものを考えて検討しているところかと思えます。

要は、今、今後予想される東南海地震についての備えという考えということですので、2本立てというか、そういう簡易な耐震の補助と一般的な全体的な耐震改修事業とこのを分けていくような格好になるのではないかなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、どこの地域でもほんまに苦労されとるようで、これは私、先月でしたか、一応、神戸、兵庫県で行った講習がありまして、それをちょっと聞きに行ったんですけども、そのときに、講師の先生が静岡から来られとったと。大体、やはり進めるに当たって、促進するに当たっては大変苦労したと。なかなか進まない中、どうというような考え方で行ったかといいますと、民間団体、建築の専門であれば建築士会、建築士事務所協会、建設業協会とあるわけなんですけど、民間の団体を利用して、やはり役場だけじゃなしに、市民を巻き込んで取り組んでいったと。そのことによって、ある年を境に、次の年から急激に多く耐震改修ができるようになったという話を聞いたわけなんです。

できればそこら、十分いろいろな人々を利用して、そういうような推進団体をつくって取り組むほうがやはりいいんじゃないかと思うんですけども、このような考え方はごさい

ませんか。

○蛭子智彦委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 以前、私の地元のことなんですけども、自主防災組織があって、年に何回か防災課から来て講習をしております。そういう中で、簡易耐震診断のそういうパンフレットとかチラシを持って、こういう制度がありますよということで説明も、防災会のほうからしていただいております。

ですから、広報とかで年に数回PRさせてもらってるんですけども、やはり今、委員おっしゃられたように、地元でのそういう、こういう制度がありますよということと、それと危険だというふうな認識をしていただくことが大事かなというふうに考えております。ですから、防災の関係とタイアップして、そういう格好でPRできたらなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 なかなか難しいとは思いますが、1点目、ネックになるのがやはり費用面だと思うので、費用を抑えるというのが一つですね。もう一面は、やはり市民を啓蒙していくためには、やはりそういうような今の団体を利用してもしよしいし、別に新に推進協議会みたいな格好でつくって参加を募って、その中で進めるというのも一つの考え方ではないかと思うので、そこら十分考えられて、今以上にやはり推進していただきたいと思います。

終わります。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 先ほど、森上委員が語る下水道、言われとったんですけども、平成38年ですか、面整備が終われば健全経営になるというような話がちらっと出たように思うんですが、そのとおりですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 健全経営、平成38年に面整備が終わって、全部が接続すればと言ったつもりだったんですけども。平成38年に健全になるということではござい

ません。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 というのは、面整備が終わって100%加入してくれれば健全経営になるという理解でいいんですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 全部が全部、健全経営という言い方がちょっとおかしかったかなと私は思っています。ちょっと、健全経営ではございません。100%行って、ただ、今の維持管理費、維持分では十分行けるという意味で申し上げました。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるランニングコストは賄えるということですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） そういうことになります。今、維持していくのと人件費、そういう分についてはそれで賄えるということでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この事業というのは、企業会計ですよね。企業会計の基本というたら何ですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 端的に言いますと、独自採算性かと思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 独自採算性ということは、経費を全部、経費だけじゃなしに、いわゆる投資したやつの利息、いわゆる利払いですよね。そして、後の維持管理、そういうよう

なものも全部賄っていけるというのが基本ですよ。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かにその、いわゆる減価償却とか等々はございます。その分については、現金を伴わないものですから、確かに現金を伴わないマイナスというのは、確かに今現在でも残っております。その辺についてはなかなか、利益が相当出てくれば行けるものなんですけども、なかなか利益よりその施設にかかったお金が大きいものですから、やはり減価償却についても莫大な何億、何十億というお金もかかっております。なかなかその分を差し引くというのは、なかなか、どこで行けるかというのにはちょっと答弁はしかねます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 答弁しかねるということなんですが、いわゆるこれ、自前ではやっていけへん事業やという認識はありますか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） もちろん、初期投資が莫大なものがございます。確かに今、北村委員おっしゃったとおり、なかなか自前でやっていけないのはわかっております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 一番最初に森上委員が、いわゆる小規模の自治体では分不相応の投資やないかという話がありましたけども、それももともと国・県のいわゆる、やれということとで飛びついた事業。せやから、旧町から引き続きやというたって、今やっと思直しができる時期になってきてるんですよ。国のほうからもそういう通達も来てるやろうし。ただ、やりかけたものは最後までやらなしょうがないということで今、まだ10年以上かけて整備するんですよ。

その間の、先ほども出てましたけども、いわゆる人口構成、これはまずふえるということとは、まずない。そして高齢者、また、ひとり暮らし、これも増加する。そして今、最近では世帯数自身がもう減少に転じているということで、本当に環境としては非常に最悪、お先真っ暗やという話になりますよね。できれば、いつ手を引くんかなというほうがいいんかなと思うような事実やと思うんですけども。なかなか公共としてはそうはいかんという

ことで、小手先のいわゆる統廃合や経費の節減、人件費、1人や2人減したって、もう何の役にも立てへんというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かに、北村委員おっしゃるとおりかと思います。ただ、今、県・国のほうから今後10年をかけてするという通達等がございます。それについて今、私どもも整備計画を見直すべく委託をしております。それで、この27年度、そのプログラムを作成しまして、今後10年でできるように、まだ、もちろん区域の見直し等もございます。その中で区域から外れたところにつきましては、合併浄化槽対応とかいう中で、そういったやり方をしていっていく。ただ、今、処理場は1期工事、2期工事とございます。今、1期工事については20処理区、全部終わっております。その中で、今後その区域を見直した中で、2期工事の工事もいつするかはちょっとわかりませんが、その中で人口に応じた大きさで今後進めていく。

それと、先ほども言いましたが統廃合によって、今、24処理場、農集、漁集、コミプラ、公共合わせて24処理区あります。それを今後、統廃合計画を今作成しております。その中で24から19まで少なくして行って、今後、維持管理費、今かかっている分を全部抑えて行って、今後の健全計画と言っていいのかわかりませんが、それに向けて努力をしていっております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 統廃合だけではもう無理やというふうに思います。それで、あとの処理区域の見直し、ただ、今稼働しているやつを途中で見直しするというのもなかなかできへんやろうというふうに思うんですよね。せやから、これ、38年まで行ったら、最初にしたところは更新時期がまた近づいてくるということで、また投資が必要になると。

ただ、面工事については、もっと耐久性はあるんやろうとは思いますが、施設については手直しの部分が出てきているところもあるやろうなというふうに思うんです。いわゆる線にしても設備にしても。そういうようなのはもうぼちぼち出てくると。そうなってきたときに、いわゆる処理区域の線引き、新たにそのときが一つのチャンスかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 区域の見直しですけども、今、都市計画の関係上で言えば公共下水道のみがそうっております。ただ、先ほども何回も言いますけども、統廃合によりまして、ちょっと一例を申し上げますと、農集が今度、廃止しまして今度、公共に入るといって進めていきます。それを踏まえて今後、考えていこうと思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる公共に農集を統合する、それはわからんでもない。あと、もう二つありますよね、コミプラと漁集。こっちのほうがいわゆる次に整備するというのもコストもかかる。ここらがどないするかというのが一番、やはり決断の時期をいつにするかというのが問題だと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かに今言われたように更新時期が来る処理区もございます。確かに漁集については今後、漁集等々、公共でもございます。そこらの中で今後、さっきも北村委員がおっしゃったように、やはりそこでまた投資も発生してきます。ただ、確かに今後、どこが健全というたらなかなか、いつというのはなかなか言いにくいところがございます。ただ、今言えることは、そういう中で努力をしていくというしかないのかなと思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 健全というのは、自前で全部できるというのが健全ですよ。もちろん、そのときに交付税算入された部分、いわゆる基準内のやつは問題ないと思うんですけども、いわゆる基準外、一般会計からまるまる入っている、今10億弱ぐらいかな、その部分をいかに減らすかというのが一番の問題やと思うんですよ。それがなくなった時点で健全経営やと言えらると思うんですが、ただ、その部分はもう多分、この事業をしている限り、永遠に無理やろうなというふうに思うんですよ。

せやからこそ、整備は一日も早く、逆にして、市民全部の理解をもらえるようにしておかないと、今は10億の真水が行ってるのに、その恩恵を受けてない人というのは、非常に公平感から言えば、不公平感があるのと違うかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かに面整備が100%できておりません。その中でできて、接続して今現在使っている方と、まだ待っている方のその不公平感は確かにございます。ただ、前にも、以前、次長が申しましたように、その面整備をすることによって、道路とか水道の分については、新しくまた改良もされます。その部分だけでのメリットはあるので、全部がメリットがあるかというたら、確かにおっしゃるとおりでございます。ただ、そこらをちょっと今の時点では御理解を願いたいと思っています。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いやいや、私が理解するのと違う、これは。市民が理解せないかんことなんよね。何度も言うんやけども、いわゆるそれだけのお金を一般会計でほかの事業に使えるわけですから、その恩恵を受けてない人がいてるわけ。だから、そのこともやっぱり肝に銘じる必要があるのかなというふうに思うわけなんです。

それで、いわゆるこの事業を取り巻く環境というのはもうよくならないと僕は思うてます。世帯数も減る、高齢者がふえる、たとえ接続したって、いわゆるまるまる払うんじやなしに、減免措置をせないけない家庭がふえてくるというふうに思うんですよね。どうですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） 確かに人口も減少はわかっております。ただ、今後そういう減免措置も出てこようかなとは思っております。それは十分、承知しております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ちょっとしつこいんやけども、先ほど森上委員のほうから使用料云々という話もあった、多分検討もされてるというふうに思うんですが、これはなかなか踏み切られない、いわゆる時代背景みたいなものがあると思うんですよね。せやから、値上げしたいけども痛しかゆしになる部分があるということであらうかというふうに思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 下水道部長。

○下水道部長（原口幸夫） まず、その下水道使用料の値上げなんですけども、先ほど

も言いましたように審議会を立ち上げた中で、そこでいろいろ検討いただいて、その答申によって私どもも検討していくという中に思っています。ただ、今、委員おっしゃったように、さっきも言いましたけども、使用料は上がっておりませんが、消費税等々で上がっている中、今後、使用料を上げるというのはなかなか難しいのかなというのは十分認識しております。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 暫時休憩します。

再開は2時5分とします。

(休憩 午後 1時55分)

(再開 午後 2時05分)

○蛭子智彦委員長 再開します。

質疑ございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 都市整備事業に関して、2点お伺いします。

最初のもは、余り普通の委員会における質疑みたいなもので、ちょっと重点調査とは言いがたいんですが、西淡町の時代に湊の新しい埋め立てをいたしましたね。島をつくりました。あれは何という名称なんですか。ちょっと教えていただけませんか。新しい島と書いてどない呼んでるんですか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 私も確かではないんですけども、「にいじま」かと思います。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 またいつかお教えてください。それで、あの埋め立てたところの海まで、管理はどういう形で、どこのものなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 県の港湾課、県になるかと思います。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 県が。海岸線だけですか。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 県になるかと思います。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それで、実は私、毎日通ると見るんですけども、シェークブロックと
いうのがありますね、テトラの。あれはシェークブロックといいます。それで、今もそう
ですが、旧のガスの充填場があった井本産業さんの西側手になるんですかね、側にシェー
クブロックがずっと下がってきとるんです。それで、あれは恐らく下の捨石のところ
で離れとるんだらうと思うんですね、すだんよるんだと思う。あれは市の管理でない
ので大丈夫でしょうけども、ぜひ県に言って修理をお願いしたいなと思います。せや
ったら、ずっと一線にきれいに分かれとるんですけど、ある箇所だけこないになっ
とるんです、10メートルか20メートルだと思います。これが1点。

それで、兵庫県も力を入れてきとると思うんですが、県道における自転車の通行道路、
可能なところをしていきたいというようなことが、非常に淡路島で自転車のああいうサイ
クリングの関係で人気が沸騰してたくさん通っておるんですけども、実はこのたびも指摘
を受けまして早目に、県道の草刈りを早くしてもらいました。非常にきれいになってよか
ったなと思いますが、そういう建設推進に関する情報等、また市の考え方だけをお聞きし
たいなと思つとるんですが。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 最初の新島のガスの、今、井本産業だけ占有
してガスの配管をしとると思うんです。以前は何社かで共同でガスというかしておいて、
一度、確認して県のほうとやりとりしたいと思います。

それで今、県道の歩道なりの路側の草刈りの管理なんですけども、市道部分についても

そうなんですけども、県は毎年順次、計画的にやっておるんですけども、どうしても時期的に夏場というか夏場前に重なるということで、優先的にどこをやっとるということではないんですけども、よく市民からとか自治会のほうから問い合わせがあるんですけども、そこからまた県と協議する中で計画的に実施をしていきたいなと思っております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。
 登里委員。

○登里伸一委員 自転車道の関係の考え方を。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 以前は自転車、歩行者は自歩道ということで同じ路面を通行してたんですけども、道交法の改正で、今は歩道は歩道、歩行者だけということに厳密に取り締まりがされるようになりました。

 自転車専用道ということになるんでしょうけども、市道としては今のところ計画はございません。自転車専用道の設置ですね。また、県道についても今のところ、島内でそういった設置の計画は聞いておりません。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 地域によって、私たちのところなんかはまだ3.8メートルほどの県道がありまして、合併支援事業で改良事業もしていただかなくてはいけないんですが、町会議員のときに、実は自転車道を併設して専用をつくってくれというふうなことを言いましたら、自転車の道てかというようなこともありました。どうも新聞や、また愛好者が非常に多くて、淡路で非常にサイクリングが盛んになっておりますので、将来のことを考えて、またよろしくお願ひしたいということです。

 もう1点だけお願いします。よろしいですか。下水道のことですけども、水道事業が広域になって3市が統合しましたが、この下水道は将来的に各市が整備が終わった段階以後になると思いますが、そういう広域の統合が計画したほうがいいのか、なるんでしょうか。それと、そういう場合のメリット、デメリット等、考えがあるんでしたらお聞きしたいんですが。

○蛭子智彦委員長 下水道課長。

○下水道課長（村本 透） それにつきましては、委員がおっしゃられるとおり、そういうこともあろうかと思いますが、当面、淡路の中では今現在、各市における整備率等の違いが物すごくございます。淡路市、南あわじ市についてはある程度の整備率が上がっておりますが、洲本市につきましては、生活排水の整備率におきましても、先般も新聞等でございましたが、非常に低いというようなこともございますので、なかなかそこらの資産等の持ち方も違うということで、当面の間は難しいかなと。全てが水道程度の、水道の場合はやはり整備というか加入率にいたしましても99%近く行っているということで統合が可能であったということもございますので、なかなか時間がかかるのでないかなと考えます。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 よくわかりました。なかなか下水道の経営も、先ほども聞いておりますと、やっぱり人口が減っていく、世帯数が減っていくということでなかなか大変だろうと思いますが、できるだけ頑張りを見せてやってほしいという希望だけを伝えまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 三原川整備計画についてお尋ねしたいと思います。現在までの進捗率というたらどれぐらいになっとるんか、お尋ねします。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 三原川水系の広域河川改修事業ですけども、当初の昭和55年から始まって平成50年ということで、全体の進捗率が62%となっております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 整備計画自体、それだけ進んどるんかどうか。ちょっとこれ、数字が間違いじゃないかと思うんですけど、もう一度お尋ねします。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） この今申し上げました三原川水系広域河川改修事業は、昭和54年災害を受けての事業で始まった、今申し上げたのは始まったもので、全体事業費が約190億円でということで、全体の事業の進捗率が62%というふうになっております。ただ、それ以降、三原川水系の河川改修の事業自体も変わっておりますけれども、今申し上げたのは、当初の昭和55年のときの整備事業ということでございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、平成22年かな、整備計画をもう一遍新たに計画が上がってますわね、22年やったと思うんやけど。それ以降は、一体どういような進捗率ですか。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） ただいま課長のほうから申し上げましたのは、当初の計画189億6,000万円に対する事業費ベースでの今の進捗というんですか、消化しとる金額ベースでの62%というふうに御理解願いたいと思います。年々、事業等は当初の計画から比べて事業費等はどんどん上がってきとると思うんですけれども、そういった見直しのまだする時期というんですか、予算自体がまだ190億円のうちの62億ということで、まだそこまでの見直しはしてないものと思います。最終的にはまた、本来でいうところの計画残工事に対するまだ事業費の見直し等々による、また事業費の補正等もあるのかなというふうに考えてございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、そしたら55年から始まって云々で、22年でまた新しい計画になってますわね。その中で、22年度からの事業計画で、これ、予算は残っている予算で計画していくわけなんですか。そこら、ちょっと詳しくお願いします。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 今言った進捗率、お伺いしとるのは確かに事業費ベースでございます。県のほうは、先ほど言いましたように22年、また、このたびでしたら26年度に推進計画、これ、見直しでどんどんつくってございます。あくまで推進計画というのは、どこどこのところをどのようにするということんでなしに、大まかな考えの中でこの

河川を整備していくんですよと、今回、大体4年から5年ベースでの事業の中で、今回はどこどこの排水機場を中心に考えますよというような方向づけをしていくものであって、その計画に対する詳細な事業費等についてはうたってございません。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 ある程度わかるわけなんですけども、これ、市民目線からやっぱり考えれば、これ、河川改修計画はあるんやから、当然、堤防がよくなっていくと。せんだっての22年にできた計画を見ますと、やはり河川断面が足りないというような、たしか結果報告だったと思うんですよ。それによれば、やはり堤防をやりかえるというような考え方、当然、底辺を下げるというあれもありますけども、たしか、うろ覚えですけども、断面が足りないから幅を広げるというような話があったように思うんです。その点、いかがでしょう。

○蛭子智彦委員長 今の、答えられますか。
都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 確かに、その三原川、大日川にしても、三原川の全体的に広げるんじゃないしに、その箇所ごとに拡幅というか、そういう箇所は当然、出てくるかと思えます。それも計画には入っております。また、橋梁のかけかえ等も含めて河川の改修も計画の中には入っているかと思えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そしたら、断面が足りないという箇所、数多くあるわけなんですけどね、そういうところを工事しようと考えれば、これ、手順としてはどのような形で進めていくわけなんですかね。その点、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） まず、工事の手順からいたしますと、当然、近年というんですか、過去の降水量によります河川の流下能力等を勘案した中で、先ほど委員のおっしゃいます河川断面が足りないということになりますと、それを流す流下能力を持つ河川改修計画ということで、まず計画断面をつくります。そうした中で、計画ができますと、それに伴います用地のまず確保が第一になろうかと思えます。

したがいまして、とりあえずまず計画ができ上がります。計画ができ上がった段階で、県のほうから多分、私ども市のほうにお話が来ると思います。お話が来た段階で、その計画に必要な用地買収の交渉を県と私ども管理課とで行います。そのある一定期間の用地買収が調った段階で、県はそれを見て、次年度以降で事業化を行うというんですか、予算化して事業推進に動くというのが一般的な流れだというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 そうすれば箇所、いろいろ例を挙げればいっぱいあるわけなんですけども、ある箇所を100メートルほど拡幅したいなという、これ、そういう地元の考えがあったとして、実際的には河川計画、水系の整備計画の中で断面が足りないという、そういう結果報告が出とる中で、これをほんまに、本当に事業として改修していくという、その実施段階ですね、そこまで持っていこうとすれば、これ、どうのように持っていっていいんですかね。

地元は要望、早いことしてくれという要望がある中で、これ、ちょっとそこらの手順ですね。これ何か全く、地元としてはここの区間改修してほしいという考えがある中で、全く何もされない。調査でもすれば、ある程度納得できるところもあるんかもわからへんねんけども、調査もない、全くないと。整備計画には断面が足らんと載っていると、その中で前へ進めようとしたらどうしたらええんですかね。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 進めるのにどうしたらいいかという非常に難しい答弁になるんですけども、県といたしましては、三原川だけでなしに大日川、また倭文川、成相川、山路川等々含めた中での総合的な河川改修ということで、三原川水系ということでやっております。だから、県のほうといたしましては、その事業を行うに当たって、事業を進める上での優先順位というんですか、まず最初に下のほうからしなければならないとかというような格好の中で、あくまで基本は動いておると思うんです。

地元のほうからは、いや、そのうちのここの上の1区間だけを先にやってくれと言っても、まだ下の整備ができてない場合では、なかなかそういうようなことを採択もできません。ただ、今現在、朝、午前中にもちょっと御報告もしたんですけども、一番下流部となる西淡地区の皆様方におかれましては推進協議会というようなことを設けて、年に1回、県の方々を呼んだ中で要望書をつくり、その要望事項についての1項目ずつの要望を行って県にお願いしとるということでございます。

またそれにつきましても、県自体も地元の要望はたくさんあって、それに答えるべきというふうな気持ちはあるんですけども、それにしてもやっぱり、県自体は全体的な計画の中で動いておりますので、地元の要望に対しても地元のほうからは少し腹立たしい点もあろうかと思いますが、その中でも県は着実に事業を推進していただいておりますので、もし何でしたら、気長になりますけども、長い要望活動というんですか、そういったものをしていただくことが、事業実施に向けての第一歩かなというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 これ、下流からという話を、よく出る話なんですけども、これは断面足らん云々と、一定の雨量があれば当然足らないという考え方ができるんですね。これ、下流云々やけども、途中でもこれ、足らない箇所がいっぱいあるわけですね。僕なんかよくいろいろ考える中で、どうして前へ進まないかという考え方をしたときに、西淡地域は地籍調査が終わってないですわね。敷地が確定してないと。そういうところでやっぱり進めるのはなかなか難しいと。足らない断面はこれ、下流をとっても上流をとっても恐らく一緒やと思うんですね。一定の雨量に対しての足らないという結果が出るとるんやからね。

そやから、地元が話がまとまれば、これ、もっと前へ進むような要件があると思うんですね。ですから、そういうような考え方もこれ、県のほうへ要望していただいたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○蛭子智彦委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） この整備計画、今、当然、記載はされてるんです。下流から順次改修を進めるということが、もう大原則ということになっております。三原川、主要支川の大日、倭文川の改修の後に、馬乗、山路、長田川、成相川というふうに進めていくというふうに記載されております。

それで、倭文川についてはもう既に地元の志知川地区のほうに、大日川、済みません、協議がおりております。当然、その河川の拡幅に伴って、市の管理している橋梁のつけかえということも発生してきますので、市のほうも入った中で、地元と県と協議を今、進めているところでございます。委員がおっしゃるように、地籍調査が入ってないということで、まずそこが第一にしなければいけないということで、優先的に地籍調査をその地区に集中して今やっていただいているというところでございます。

それと、上流でできるところからやっていったらええのどうという案もあるんですけども、午前中も話がありましたように、河川排水量であっても、まず下流から改修してい

かなければ、できるところからということでやっていくと、下流でまた災害が起こる確率が非常に高くなってしまいうことのでございますので、そこはもう県のほうにしても、まず無理かなというふうに考えます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 おっしゃることはよくわかるんですわ。理屈もわかるしね。ですが、一定雨量が降ったときの、水位、水量ですね。これは下流も上流も、恐らく下流になるほどふえるわけですけども、その分、断面が広いですからね。要するに川幅が。そやから、考え方としては、僕なんかで考えたら、別にどこからやってもこれ、やれるところからやっていくんが一番ええんじゃないかと思うんですけどね。それは、一定の雨量が下へ行くんやからね。雨量がふえるというのと違うからね。あくまで河川で考えればね。

ですから、そのような考え方も必要と違うかなと思うんですわ。そうでないとこれ、30年見とって、何ぼも前へ進まへんと。それであれば、地元合意ができて、地元の土地の、割と買収にしても有利に進むところ、提供しようというところがあれば特にええやろし。そういうような考えも必要じゃないかと思うんですよ。よく検討なされて、推進されることをお願いしまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 確かに、委員の言われることもわからんではないです。ただ、1点だけ委員にも御確認願いたいというのが、今、水害でもだえとる西淡地区、三原川、これが非常に先ほどから言われるように低地帯と。低地帯を流れる川であって、その川自体が潮の干満の影響を非常に受ける川であるということなんです。ですから、常に大水、もしくは台風とかで、非常な雨量によって洪水が発生するときに、常に大潮の引き潮のときに雨が降っていただくんであれば、先ほど委員が言われるようなことも言えるのかなと思うんですけど、例えば最悪、満潮とかで雨が降ってきた場合、ほとんどの河積がないような状態での川を今、西淡地区は持つとるということのでございますので、そこらの点もちょっと御理解いただいて、よろしくお願いたしたいと思ひます。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 先ほどの説明で、54年災を受けて55年からの事業計画でやって

おると、その進捗が65%であるという説明であったかと思うんですね。平成16年の台風23号の被害を受けて、三原川河川整備計画の検討委員会というのが立ち上がって、そこで議論を積み重ねて、そこで出た結論としては、54年災で進めておる計画をそのまま継続をすると、そうしなければ、もう既に整備計画が終わっておるところから、またやり直さなければいけないから、その時点で進捗しておるところから進めていくという議論であったかと思うんです。

それによって、例えば三原川であれば、倭文川との合流地点までの工事は大体終わっていると、そこで河川断面は確保されていると。だから、そこから上へ上っていくような三原川の河川の法線というか河川の形状の変更であるとか、あるいは大日川についても河川幅を広げていくとかいうことを、まずやり上げて後に、再度、例えば湊の港湾部の拡幅であったり強化であったりというようなことをもう一度議論し直すというような流れがあったかと思うんですけれども。その点、その理解でよろしいですか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今、委員がおっしゃられたとおりでございます。前段で申し上げました河川改修計画が当初、昭和55年から平成50年までということで、計画をしております。ただ、その中で、言われたように平成16年の水害、台風等でまた見直しということになったわけなんですけれども、先ほど委員おっしゃったように、55年から河川計画で下流部からもう事業が行っておると。それで、それを見直したらまた下流部からしなくてはならないということがあって、一応、54年のその事業に基づいた雨量なり水量なりで計画を進めると、私もそういうふうに理解をしております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そうでありながら、先ほど廣内委員がおっしゃったように、河川断面の不足というのが55年のときよりもさらに認められるということであるので、事業量ベースはふえてると、それから入貫川の排水機場の整備、倭文川についても排水機場、孫太、それぞれについて、事業量としてはふえてるという認識をしておるわけですね。ですから今、65%進捗率というところの理解が、やっぱりちょっと誤解が生まれるのかなと。

ですから、事業量ベースの見直しということをしていただければ、進捗率というのはまた変わってくるのかなというふうに思っておるんですけれども、そのあたりの考え方はどうなるんですか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 先ほど部長から申したように、今、先ほど言いました私の189億の62%というのは、当初の55年からの事業費ベースの進捗率でございます。それで、今現在の全体の事業費等、進捗率等は県のほうでも公表してないのか、私どものほうには知らされておりません。当然、事業費等がふえておるといのは確かであるかと思えます。そういう点もあって一般に公表してないのかなというふうには考えております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ですから、廣内委員がそういう事業量について、大分、市民レベルの認識と今の説明とは食い違うということですので、そのギャップについて少しまた説明していただければなというふうに思いますので、その点、どうですか。

○長船吉博副委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） また県のほうに確認したいと思っております。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。
熊田委員。

○熊田 司委員 せっかくこういう資料をいただけてますので、若人の広場公園、整備概要図をいただけてますが、これの進捗状況を報告いただけたらと思います。

○蛭子智彦委員長 都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今、お手元の資料の若人の広場の整備概要図ということで、ことしの7月末現在の進捗なり工事写真をつけさせていただいております。まず資料を見ていただいて、1ページめくっていただいて、これは前にも示させていただいた全体の平面計画図でございます。基本的に記念塔、それから以前の展示棟部分が、今、管理棟ゾーンということで、あと、公園ゾーンについてはA、B、C、Dゾーンというふうな位置づけをしております。Aゾーンについては以前、宿泊棟のあった部分でございますが、今度、駐車場スペースとして利用します。それから、B、C、Dについては公園部分になるんですけども、Dゾーンについては屋外のトイレ、それから駐車スペースと

いうことで設ける計画でございます。

それで、もう1枚めくっていただいて2ページになるんですけども、これ、着工前の9月現在と7月末の工事写真によって比較しております。上のほうの管理棟の南面ですけども、9月着工以来、石積みを全部取り除いて、あと、基礎補強をした後に、今、一部石積みの修復にかかっております。それで、下側の西面なんですけども、この左側手については一応、仮設道路ということで利用してますので、一番最終的に石積みを積む格好になってくるかと思えます。

それから、西面の壁、石積みの裏に白いコンクリートが見えるかと思えますけども、この部分については、今現在積んでおる石積みは前の、以前の石積みの位置と同じでございます。その躯体というかコンクリートの部分とその以前の石積みの部分の間、控えが多くあったというか、控え部分が多かったので、以前は練り積みでコンクリートもあったわけなんですけども、その裏込めに一部によっては土等なような裏込めがあったんですけども、今度、控えが広過ぎるということで、控え部分について、コンクリートの壁を立ち上げて、この中は空洞なんですけども、その上に石積みを、以前の形と同じ勾配で石積みを積み上げているような状態のところでございます。

続いて3ページでございますが、管理棟、以前の展示棟部分の屋上から見た部分なんですけども、地下部分の基礎補強等を終えて1階の基礎スラブ等を打って、今、天井というか屋根スラブの施工に向けて躯体を立ち上げているところでございます。

続いて4ページになりますけども、記念塔の部分でございますが、記念塔については基礎工事を終えて、今、右側手の上に見える、鉄筋等が見えるのが約3メートルになるんですけども、この部分まで全部順番に、5回程度分けて順番に新しく、鉄筋だけ残してコンクリートを打ちかえるというふうな格好になっております。それで、それを打ち上げた後にまた足場を組んで、全体の上のほうの補修という格好に進んでまいります。

それで、全体的な進捗率ですけども、7月末で約42%の進捗率でございます。若干おくれておるんですけども、一応、最終工期としては3月27日なんですけども、今、来年の3月21日に花博の15周年ということで、一応、サテライト会場ということになるかと思っておりますので、3月21日のオープンを目指して工事を進めております。

以上です。

○蛭子智彦委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう段階で進めていただいていると思うんですが、早急な、ここはやっぱりいろんな方が参加される場所なんですけども、工事を急ぐためにまだ完璧でないのに先々と工事を進めなければならないとか、そういった心配はありませんか。

○蛭子智彦委員長 工事の、急ぐ余りにミスやら事故やらがあったら大変ですよと。
都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） どうしても地形上、今、旧の展示棟から記念塔に行く道がございません。それで、記念塔部分が若干おくれぎみなので、その部分、仮設道路として管理棟の部分を通っておりますので、その記念塔の工事がおくれるについて、展示棟というか管理棟の部分も若干おくれとるんですけども、ほかに公園部分等ありますので、そこのできるヤードのところから工事を行っておると。それで、石積みも今、写真にありましたように、できる箇所から石積みを行っておると、それから、Dゾーンの屋外トイレについても、もう既に躯体等はでき上がっておりますので、そういう影響のないところから工事を進めておるような状態でございます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、指定管理のことについて、少し基本的なことだけちょっとお尋ねしたいと思っております。

（発言する者あり）

○蛭子智彦委員長 ないということだったんで。済みません。もしあれば。2と3と一緒にしようということをとったから。

それなら、暫時休憩します。失礼しました。少し、基本的なことやさかい、簡単なことやさかい。それなら、暫時休憩して、10分休憩させていただきます。

再開は2時55分ということで、よろしく申し上げます。

（休憩 午後 2時45分）

（再開 午後 2時55分）

○蛭子智彦委員長 それでは再開します。

3の指定管理者制度について。

管理課長、どうぞ。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 先ほどの登里委員の質問に対しての、ちょっと訂正したいんですけど。

先ほど、登里委員の湊の新島の埋め立ての件なんですけども、全部県というふうな回答をしたと思うんですけども、一部、旧の西淡町で造成したところがあって、市の持ち分のところがあります。ただ、今ちょっと委員のほうがおっしゃられる場所がどこに当たるのか、ちょっと的確に把握できないので、また確認して報告なりさせていただきます。

以上です。

○蛭子智彦委員長 よろしいですか。

それでは、質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 指定管理ということなんですが、南あわじ市の指定管理している数というたら、どれぐらいあるんですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 全部で108あります。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この108のうち、ほとんどが地域、言うたほうがええんかな、いわゆる公共的なところが指定管理を受けているというように思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのとおりでございまして、そのうち施設の使用料を徴収している施設が14カ所で、支払いをしている施設が26カ所ございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この指定管理の制度のいわゆる導入、ねらいというのは何ですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 効率的な運営を図るために民間活力を導入して、高い住民サービスの向上と経費の節減にあります。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 民間活力と経費の節減ということなんですが、そのことによって行政改革の面だけが出てくるというように思うんですが、これはいかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） もちろん、指定管理者というのは行政改革の一つの手法やというふうに思っております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その一つの手法が昨今、去年もあった、ことしもあったということで、リスクを伴うと。このリスクがついて回ってるんやろうなというふうに思うんですが、このリスクの解除、回避する方法はお考えですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 条例の8条、10条がありまして、毎年、指定管理者から事業報告書を求めることにしております。その中で、管理の業務の実施状況だとか会計の決算報告だとかを求めています。それから、8条では必要に応じて臨時的に報告とか状況を求めたり、実施調査、または必要な指示を行うことができるということで、各モニタリングを実施しております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆる利用者の視点といいますのは、これはいわゆる税を使って建てた建物ということで、実質的な所有者は市民にあるんじゃないかなというように思うんです。ということは、いわゆる利用する市民の意見を聞く場というのはあるんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 実施調査したときなんかは利用状況、市民の、各施設においては意見箱を設置しているようなところもございまして、その都度その都度、住民の意見は聞いているところでございます。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その施設によって住民の意見というのは反映されてますか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） その意見をもとにしまして、できるだけ反映するように努力はしております。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今回、破綻したという部分なんかは、いわゆる財務的なものだったわけですけども、いわゆる公共、管理者の監査であったり、外部的な監査というのは、その施設に対して行っているのか、または行おうとしているのか、どうなんでしょうか。

○蛭子智彦委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 最初にお断りをしときたいんですが、市長公室が指定管理者の事務について、ほとんどが検討委員会の組織をつくってまして、検討委員会の事務局をしていると。本来であれば、その所属する担当部でそうしたことを全てやっていただくと、ただ、その取りまとめの部署がなければばらつきが出るので、そうしたことの事務局的な所在として市長公室、我々がそれに携わっているということですので、一つの事例については所管の委員会でそうしたことの詰めをやっていただきたいなど。全体的な流れの中でどうするかということについては、事務局としてそうした検討委員会に諮りながらやると。

先ほどの御質問の中で、リスクについてということで、8月の臨時議会のときにも答弁させていただいたんですが、市長から、早急にそうした洗い出しをするような取り組みをせえということで、来年の3月末に10年の期限が来る施設がございまして。それとあわせた中で、現在、8月、今月の27日にそうしたリスクの回避、どういうことでリスクがあるのかということについては、規則等で定めております委員にプラスして、関係部の部長

なり課長なりを呼んで、そうしたリスクはどういうところに存在するのか、そこらを統一
的な見解としてまとめるような、ちょっと研究するような会議を来週の水曜日にするこ
とにしております。あわせて、更新の部分についてもどうするかというところを協議するよ
うな形を計画しておりますので、そうした御理解を賜りたいと思います。

○蛭子智彦委員長 北村委員。

○北村利夫委員 僕、個別に伺ったつもりはないんです。全体的なもので、やっぱりリ
スクはついて回るんやろうなということで聞いただけなんで、逆に誤解せんといっていだ
きたいというように思います。

そうしたら、いわゆる施設ごとやったらまたいろいろとあるということなんで、ただ、
施設ごとでも一つの専門的な部分についてはそれなりの資格が必要な部分もあるんじゃな
いかなというふうに思うんですけども、そこらもいわゆる取りまとめのするほうで1回、
意見聴取等していただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 公募をするときには、各部署で公募要領というのを作
成しておりますので、その部分につきましても、できるだけ専門の人を入れるような方向
で、各部署に任せているような状態です。

○北村利夫委員 終わっておきます。

○蛭子智彦委員長 ほか、ございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 せっかくあれがありますので、私も、ぐちになります。実は合併し
て1年目のときに、産建の委員長が阿部計一さんで、私が副委員長をしました。そのとき
に、南あわじ市の商工会との懇談会をいたしました。そのときに、私が感じとったのは、
恐らく指定管理ということは知りませんでした。市の施設をみんな民間に委託してい
くだろうということで、ぜひ受け皿は大丈夫だろうかということ聞いたときに、商工会長
の志智さんが、これは大丈夫、任せてくださいと、こう言ったんです。ところが、ふたを
開けてみると、そのときのこの倒産的な雰囲気急なもので、次の対応ができなかった、
今のような状況になったんですけども。本当はもう少し、南あわじ市の地元の業者がも
っと頑張ってくれと思っと思ったのが、なかなかそない行かれへんと。

もう一つ、ぐちになるのが観光協会も、淡路一本だったけども、何となく真ん中ばかりで、こっち側、前に活発だったのが非常に沈滞しているような感じを受けてます。一つの原因は、私、考えるんですが、やはりどうしても南あわじ市にそういうことを情報発信して、それを受け皿にできるような機関がなかったというのが非常に問題なんだろうけども、ほんまにぐちになります、もっと地元業者が頑張ってくれると思ったんですけど、なかなかそうはいかない。まだこれから大きなものもあるかもしれませんし、そういうことに関する所見をお伺いしておきたいと思います。

○蛭子智彦委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 市といたしましても、公募によりまして申請の機会をより広く門戸を広くしているわけなんですけども、できるだけやっぱり市内の方に指定管理をしていただくのが本当はうれしいことではございますけれども、いろいろな事情がありまして今ちょっと、市外のところもあるといったような状態です。本当はやっぱり、市内の人たちに指定管理を受け入れていただきたいように願っております。

○蛭子智彦委員長 登里委員。

○登里伸一委員 考え方の方向の胸のうちはよくわかりましたので、これからもそういうふうに、できるだけできるように頑張ってもらいたいということをお伝えしまして、終わります。

○蛭子智彦委員長 副委員長。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 洗い出しをする会が、第1回目が8月27日ですか、やられるということですので、その議論の参考にさせていただければと思って質問したいと思います。

まず、この条例についてなんですけども、条例と規則ですね。指定管理者制度に関する条例とその施行規則とプロポーザル審査会と、これが指定管理制度に関連する3つの条例かなというふうに思っておるわけですけども、この関係についてちょっと説明いただけますか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 地方自治法の15年の改正によりましての指定管理者制度導入の制定があったんですけれども、その際に、指定管理をする場合には条例を置きなさいよというのがあります。それを受けまして、条例の中で決められないことには規則、それからまた要綱、それから規程というようなことで成り立っておると思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 条例で定めていること、条例に不足していることを規則で定める、プロポーザル審査会というのも関係が、この指定管理についてはあるというふうに思っておるわけなんですけれども、そのプロポーザル審査会というのはどういう位置づけになるんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） プロポーザルの審査会というか、選定委員会ということでございますけれども、条例でいきますと、14条で選定委員会を置くということで書いてあります。それから、規則でいきますと、規則の10条でございます。10条に選定委員会の委員は15人以内で組織する、学識経験者、副市長、教育長初め現在10人でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、私の解釈をちょっと申し上げますね。基本の、一番基本になるのが条例の、これも第2条と、ここが前回、臨時会でもちょっと問題になったところだったですね。条例の第2条では、「市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする」と。つまり、これを読めば、指定管理を受けるその手続上で、公募することが必要であると、しなければならないとするものとするというんですかね。絶対的なことになっておるということは、まずこれはそういう理解でいいですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 原則はそうでございますが、第2条の8号に「市長が別に定める事項」という項目がございます。今回はその項目を適用したものでございまして、平成15年の指定管理者制度を運用してきてから数年がたつわけなんですけれども、

最近の情勢を踏まえながら、指定管理において留意すべきことが何点か見えてきました。

その中で、平成22年の12月に総務省自治行政局長さんが、指定管理者制度の運用についてということで助言がございました。その中の項目の中に、「個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度になっている」という助言でございます。幅広く地方公共団体の自主性に委ねるところから、指定管理者制度の市長が別に定める事項というところを適用したわけでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 今、課長が読まれた部分は、明示すべき事項でしょう。今おっしゃられた、この8というのは。明示をすると、公募する際にこういう条件ですよということを示すという、明らかに示すというのが明示という言葉ですわね。でしょう。だから、今、ちょっと待ってくださいよ。公募条件については市長が決めたらよろしい、条件は。掲げるというのは条件を示すということ、明らかに示すということですよ。

この第2条で言うのは、公募するものとするという規定だけなんですよ。それ以外に読みようがないですよ、この条例はね。今おっしゃってた8の項目は、「次に掲げる事項を明示し」と、その掲げる事項の1から8の事項であって、そこにはこういう条件ですよという市長が定めた事項を明示したらよろしいと書いてあるんですよ。だから、今おっしゃったことではちょっと説明になってないですよ。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ここには書かれておりませんが、募集要項の中には選定順位を1位からということで。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 いや、そんなこと言うのとんのと違う。今のは、今回、今選んだということの説明はそれでいいんです。僕はそこを聞きよると違うねん。この条例で「公募するものとする」となっておるわけだから。一応、かいげつさんが今回なったのも公募した次点者であったからという説明で、それはつじつまが一応合ってるようなところもあると思いますよ。公募した、公募におりてきた人だから。公募した結果として、次点者、優秀者として選ばれたんだから、それは選定、認定しましょうという説明を市長公室長がされておったんでね。それは公募するという原則に合うてますという説明やったんですよ、

私たちが聞いておるのは。公募の原則を踏み外してませんということを聞いてるんです。だから、それはそれでつじつまは合うとる。

あなたの説明は全然違うんです。個別のことを聞きよると違うねん。原則、基本を聞きよる。基本を聞きよるのに個別のことを答えられたら困るわけや。公募するものとなってるでしょうという確認をまずしとるわけ。どうですか、もう一回答えてください。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 原則は公募でございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それで結構なんです。そしたら、公募によらない決め方というのはないんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 条例の第5条に「公募によらない指定管理者の候補者の選定」ということであります。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ということは、現在、公募によらない、108の指定管理があると、そのうち公募によるものと公募によらないものと、施設の分け方はできてますか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 40カ所あります、公募によるものが。

訂正いたします、済みません。82施設が公募によらない施設ということでございます。26施設が公募ということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたらこれ、いろいろ、それはわかりました。先ほど、リスク回避をする上でこれから議論するということですので、これはよう考えていただいたらええ

と思うんですが、これ、ここの条例によって選考すると、指定管理者の場合、おおむねプロポーザル審査会によることが多いんですか、選定については。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） ほとんどがプロポーザルで、現在、26施設15件、プロポーザルをしております。今まででということでございます。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 全てプロポーザルということで、そして、このプロポーザル審査会条例というのがあるんですけども、これの第1条では、このプロポーザル審査会条例の第1条では「市が発注する高度な技術または専門的な知識を必要とする業務に係る契約の締結に当たり」ということがあるわけですね。それで、ちょっと何か言いよるけど、聞いとんの。副市長、聞いとるか。

○長船吉博副委員長 静粛に。

○蛭子智彦委員長 聞いとってよ。ちゃんと質問を聞いてから答えてくださいね。つまり、非常に専門的な知識あるいは高度な技術を必要とする、非常に専門性の問われる管理が要ると。先ほど資格者、有資格者とかいうのがありましたね。それで、この専門的な知識という中に、いろいろあると思うんですけど、この間、一つ問題になりましたのは、経営破綻ということが非常に問題になったと。これについては今、税理士さんがこのプロポーザル審査会の学識経験者として入っているというふうにも聞いておるんですけども、それは間違いはないですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 担当部署で考えまして、できるだけ学識経験者として税理士さんが入る場合もありますし、建築士さんだとかほかの専門知識を持った方が入ることもございます。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほど申された財務部所管のプロポーザルの条例なんで

すが、これはいわゆる契約を前提としたプロポーザルの条件の整備を条例でうたっているというふうに認識しております。指定管理者については契約でなしに、指定すれば協定書を締結すると、おのずから契約と協定は違うというふうに実例でうたわれております。

したがいまして、先ほど委員長が申された、プロポーザル方式をとるんですが、うちの指定管理者指定手続等に関する条例の中であくまでうたっているのが、先ほど課長も申しました選定委員会ということで、条例の第14条で「指定管理者の候補者の選定に関し必要な事項を審査するため、南あわじ市指定管理者候補者選定委員会を置く」ということで、選定の手順をプロポーザル方式を採用しながら、似たような形をとりながら候補者の選定に当たるということですので、いわゆる管財課が事務局でやってる契約の締結の手前の方式としてプロポーザル方式というのはあるんですが、そのプロポーザルとはおのずから違うという御理解を賜りたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 つまり、プロポーザル方式をもってこの指定管理者の候補者の選定をしているということですね。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） プロポーザル方式に似た形で、いわゆる指定管理者候補者選定委員会をもって、いわゆる採点をしながら決めていくと。指定管理者の候補者を決める手順として、いわゆる最終的には契約になるのか指定になるのか、その間に指定になったときに協定書を締結する、取り交わすというところで、プロポーザルの条例を適用するわけではございません。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 そしたら、議案として出てくるときは、協定の締結というふうに議案として出てくるんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 指定管理者の指定について同意を求めるといふ形だと思います。ですから、指定を認定いただくと、審議いただいた中で、市としては指定管理者の候補者として、この方が候補者として選定しましたと、同意いただけますかという形の

候補者の指定に関する承認という御理解を賜りたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 冒頭聞きたかったことは、そういうことなんですよ。三つの、条例と規則と審査会、この3つの関係性はどういうことですかというのは、今、室長の答弁でやっとわかったんです。それはそれで結構です。

そうしますと、この一番大事なことは、この施行規則の中にうたわれておりますこうした選定委員会のメンバーということになってきますね、一つはね、大事な点が。そこに、学識経験のある者ということを書かれておるわけですね。先ほど、高度な専門的技術や知識というのが必要であるということは間違いのないわけで、その学識経験者の中に税理士さんがおる場合もあればいない場合もあるということもあつたようですね。

このそれぞれ、また評価点数も案件によって違って来るんだろうなということも、今の説明は大体理解ができたわけなんですけれども、この間と言えば、経営破綻というようなことが続いているわけですから、公的な、例えば自治会とかでは経営破綻とかは当然あり得ないわけで、しかし、どんな会社であってもこの会計というのが大事であつて、そうしたものをやはり欠かせないものの一つとして、会計監査なり業務監査なりができる体制というのが要るんでないかと。

監査には二つあると僕、聞いておるんですね。一つは会計監査ですわ。会計財務上どうかという会計監査、それからもう一つは業務監査というのがあつると。この監査というのはこの二つの柱でもって成り立っているというように聞いておるんですね。そういう認識はお持ちですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） はい、持っております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ですから、学識経験者の中にはやはり会計監査という観点のできる方と、その渡そうと、指定管理をしようとする業務について、ある程度知識を持っている業務的な監査をできる方と、これは二つ要るのではないかと。リスク回避をしていく上で、この二つが要るのではないかとということを思つとるわけなんですけれども、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） そのとおりだと思います。それで、今度リスクマネジメントの検討委員会をするんですけども、それらを参考にさせていただきまして、検討委員会をしていきたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 その次に、情報公開といいますか、これも大事な点だというふうに聞いておるんですね。これは先ほどの業務監査なり会計監査なりも、やはり客観的に見られる人というのが大事だろうと。客観的ということは、やはり社外、監査法人みたいなことであったり、あるいは業務に精通するというようなことと言えば、観光事業であれば、例えばツーリストの客観的に見られるような外におるような旅行関係の何かプロであったりとか、あるいは銀行関係のプロであったりとか、有識経験を持っておるような、そういういろんな外から見られる人というか、監査法人なんかもその一つになるんかと思うんですけど、それをぜひやっていただきたいというのが一つと、もう一点は、やはり議会なりのチェックができる、あるいは市民、議会というのは市民の代表ということですのでね、やはりある程度情報公開、情報提供する今の指定管理の指定について議論したり、あるいはその後の年々の業務報告に対する報告というのが出とるわけでしょう。必ず出てくるんでしょう。そういうものはやはり必要に応じて議員がいろいろ問い合わせをしたときに、そういうのを公開していきながらチェックをしていくという姿勢も要るんでないのかなというふうに思ったりするんですけども、その点いかがですか。

○長船吉博副委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（北川真由美） 内部で検討していきたいと思います。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 それともう一点、今回、かいげつさんがとられたと、個別の、例えばの話なんですけどね、貸借対照表というのは今回、平成26年のゆーぷるの指定管理の指定についての議案書に26年度の財務諸表、貸借対照表と損益計算書が添付されておりました。これはこれでよかったと思います。それから、平成24年12月、サイクリングターミナルとサンライズ、これについての指定管理の指定についての議案書にも、かいげつさんの貸借対照表と損益計算書が添付をされておりました。これも当然のことやと思う

んです。

さかのぼって、平成23年の11月だったか12月だったか、いろいろトラブルがあって、最終的にかいげつさんがサンライズ、サイクリングターミナルを指定管理をするということが急に決まりましたよね。その指定についての議案書には、その当時のかいげつさんの貸借対照表と損益計算書が添付されてないんですよ。

そのとき、その問題について余り説明されてなかったんですけどね。それは、あるのかと、何で添付されてないのか、私、失ったのかなということを担当の方に聞きましたら、調べてみますということで返ってきた答えが、これはありましたと、しかし、議会には出してませんでしたということやったんです。そしたら、それを見せてくれということを行いましたらね、市長公室の担当の方と相談した結果、これは議員には見せられませんと言われたんですよ。これはちょっと、誰が誰に相談したかというのは聞いとるんですけど、これはいかんのと違うかなと思うんですけどね。ちょっとこういうことは是正していただけないですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 私も各部の、先ほど冒頭で述べさせていただきましたが、あくまで担当部署が責任を持って決めると、市長公室に聞いて、市長公室がこう言うからという逃げはするなど、市長公室の担当にも言うております。そんな逃げをする人間には一言も言うなど、そういう話をしてます。

ですから、根拠を持って各議員に説明をすればいい話で、恐らく議案として出されるであろう貸借対照表について、その当時は出して、見ていただければよかったのかもわかりませんが、一旦、済んだ部分について、事例にもあるんですが、先ほどの公表とも関連してきます。

ただ、指定管理の候補者になった部分については、これは議会の審議で候補者の指定ということで要りますが、そうでなかった方の部分を見せれるかどうかというのは、これは事例等でその都度、了解を得て見せれるかどうかという判断をすべきやというふうに載ってますので、そこらのあたりがあってそのような会話に、やりとりになったのかなとは思いますが、あくまで市長公室が仕切ってやってるものでもございません。

要は、検討委員会の事務局をして、取りまとめ、筋を聞かれば話をする、あくまで最初から最後まで、直営すればその担当部署が直接かかわって運営せんといかんわけですので、それを指定管理で民間にお願いするということですので、条例、規則、それから規程、要綱を熟読して納得した中でやってもらわないかんというふうに解釈しています。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　今、室長が、指定管理を受ける候補者になっていないケースという紹介だったですね。

○長船吉博副委員長　　市長公室長。

○市長公室長（土井本　環）　　公募したときに、例えば5社来るとしますよね。1社だけが候補者ということで議案に出ていきます。あとの4社の部分のいわゆる財務指標なり中身の部分について見せれるかどうかというところについては、相手の了解を得らんとそれは見せれないという見解でございます。

○長船吉博副委員長　　蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長　　平成23年の12月議会で、サンライズとサイクリングターミナルの指定管理があったと。サイクリングは競争がなかったように聞いておるんですよね。どっちだったかな。サンライズは3社競合で、公募して3社競合でかいげつに最優秀点を打っておるんですよ。今の室長の説明で行けば、そういう貸借対照表や損益計算書はついてくるものということになりますね、論理的に言えばね。

それともう1点は、貸借対照表や損益計算書というのは、これは必ず公開しなければならない書類ですよ。それは御存じやと思うんです。定款で、どうやって公告するかというのを決めるべきものなんです。公告せんなんです。それを市長が認めてやると、議会に対して資料として添付するのは当然のことなんだと思うんですよね。今のを論理的に言えばですよ。これは出す、この場合は出せる、この場合は出せないという、そういう今、縦分けの説明があったわけですから、公募をして競合して、それで指定管理者に最優秀点者になったものとしては出すべきものであるというような説明であったと思うので、それが出てきていないということがおかしいんじゃないかと、そして、そのことを担当課が、市長公室に質問をしたら、市長公室の誰かが、誰かというのは聞いておるわけですけども、担当課に、それは出さないほうがいいんじゃないかというアドバイスをして、その返事として出せませんという話だったんですよね。全くおかしい。市長公室の説明からいくと、二重にも三重にもおかしいと思うんですよ。その是正はしっかりとやっておいてくださいよ。

（発言する者あり）

○蛭子智彦委員長　　開示請求とかそんな話をしとるのと違うんですよ。時間もかかる、

きょうも質問もせなあかん、調べとかなあかん、そのために言ってるんですよ。勝手なこと言わないの、あなた。

○長船吉博副委員長 副市長、今、質問しとるんですから。

○蛭子智彦委員長 退場してください、あなたは、そんなこと言うんだったら。何ちゅうこと言うんですか。

○長船吉博副委員長 静粛にしてください。今、質問中です。
市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 一度、その部分について詳しく聞いてみます。私もその内容については聞いてません。ちょっと即答は避けたいと。一度、どういういきさつで、どの件についてどうだったかというところについては、よく事情を聞きます。聞いて、今度の会議でも統一した見解を図りたいなど、協議したいなど、そのように思います。

○蛭子智彦委員長 もう1点。

○長船吉博副委員長 ちょっと待ってください。

副市長、相談するときは暫時休憩願いますぐらい言って相談してください。あなた、これ3回目ぐらいですよ。もう注意されんようにお願いします。

蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 指定管理という場合、1年、3年、5年、10年、いろいろ期間を定めますよね。それで、5年というような期間という指定が今、多いんですけども、これは安定した経営をしてもらうために配慮してるというお話だったと思うんですね。これはまあ、そうだと思うんです。そういう長い期間を指定するというやり方も当然あると思うんですけども、例えば2年とか3年とかの短期間であっても、すぐれた実績を上げればこの評価点にプラスをすれば、これは継続性が出てくると。

3年なり4年なり、2年なり3年なりやって、実績的に悪ければ評価点を下げると、こういう継続性を担保するための手法というのも考えられるんでないかなと。ただ単に期間を長くするというだけではなくて、やはり実績を重視するというのであれば、すぐれた実績を上げている方には点数をげたを履かせるという方法だって、僕はあると思うんですよ。そういうことはできないんですか。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 8月のときも申し上げましたが、指定管理者の制度の一番悪い面は、いわゆる公募によってどの業者が候補者に選ばれるか、指定されるかというのがわからないわけなんです。例えば、2年、3年サイクルで指定管理者の公募をかけてやれば、従業員、そこで働いている従業員が、A社の従業員が2年ほどで指定管理を受けて運営すると、今度2年後に、いわゆる仮にB社となったというときに、A社の従業員が、それは二、三人であればいいです。ただ、50人も60人もいるようなところがありますので、その会社で回せられるのかどうかというところからいくと、いわゆる雇用の安定、市内の人を極力優先的に雇ってくださいなと言いつつも、指定管理の期間を短くすれば、いわゆるその会社の経営以外に従業員の、社員のいわゆる生活の安定というところがちょっと、私もずっと思うとるんですが、指定管理者の欠点はそこにあるというふうに思っています。

ですから、通常は5年サイクルを見てあげないと、その会社の経営、もしくはそこで働く人のいわゆる安定度を保障できないんでないかなという思いが私は強いんです。ですから、それ以外の例外として、2年、3年はあるにしても、原則は5年、10年のスパンがいいのだろうなという思いをしております。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 ちょっと私の質問と今、答弁がかみ合っていないですよ、室長。私が言ったのは、その受ける側が安心して受けられるようにするにはどうしたらいいんかという方法論の一つに、5年という長い期間を持つというのも一つの方法であると思えますと、これは認めた上で、また違う考え方として、評価点数の配点を、実績点、順調に営業をやって健全な、先ほどのあれじゃないけど、健全な運営をやって利用者に喜ばれて、まさに指定管理をしている効果が発揮されているような事業者であれば、その実績点を高く評価してやれば、事業の継続性というのは確保されるんじゃないのですかと、そういう手法をとってみるということはどうですかという質問だったんです。

○長船吉博副委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 5年のサイクルについては御理解いただけだと思います。それで、要は、現に指定管理者として指定している業者に優秀であれば加点と、この点数のつけ方はなかなか難しいなと思ってます。当然、優秀であれば選定委員会をしたときに何社か来ます。必ずいい点数になるというふうに私どもは思っておりますので、そうした

加点という部分については、新規参入をねらって応募してくる業者に対して失礼かなというふうな思いでおります。

○長船吉博副委員長 蛭子委員長。

○蛭子智彦委員長 この点は、そしたらまた別の機会に譲ることとします。

そしたら、おおむねきょう、考えておったことはこれで、指定管理の一般論、基本的なことについては大体質問しましたので、ぜひ、8月の27日にリスク回避のための議論をされるということですので、こうした議論も参考にさせていただければというふうに思います。

終わります。

ほか、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蛭子智彦委員長 そしたら、質疑ございませんので、以上で指定管理制度についての調査としては終わります。

その他、何かございませんか。所管事項のその他。報告事項があれば。

市長公室付部長。

○市長公室付部長(橋本浩嗣) 今、お手元のほうにお配りしてます庁舎の関係でございます。本体工事につきましては、7月末で今現在、48%です。今、8月のお盆を過ぎましたので50は超えてるのかなというような気もいたします。

資料の6ページを開けていただきましたら断面図がございますので、躯体の進捗状況がよくわかるかと思えます。今現在、躯体のコンクリートの打設は3階まで全て打っております。9月末には庁舎全体の躯体が完成します。既に1階、2階等については型枠等も外して設備のほうも順次入っております。ほぼ、計画どおりの数字でございます。

7ページ、8ページが外構の部分でございます。外構の部分につきましては、7月末では計画が28%のところ22と、若干落ちております。仮囲いも今、一番広いような状況にしておりますが、市長棟と、それと新庁舎の間の限られた区間でなかなか外構工事のほうも厳しいような状況でございますが、これからねじを巻いて、工期の2月末に完成させるように、本日も実は工程会議があったわけなんです、担当のほうからこの数字について、ねじを巻くようにというふうに伝えてきております。

以上でございます。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 この庁舎の件も、この若人の広場の件もそうですけども、これ、月間の工事進捗状況報告書というような形を市のほうでつくって、同じようなパターンで、実際、工程表と出来高と、それとどこまで行っとなるかの今の断面図、それぐらい入れて、それとあと写真ぐらい入れたような、市としてのひな形を一つつくって、共通で出てくるような勘定でずっと置いていけるような体制をとったらどうかと思うんですけども。そういうことは簡単にできると思うんやけどね。大手さんがやりよるのやから、恐らくやっておられると思うんやけどね。やっぱりこれじゃ、正式じゃない、工程会議の延長みたいな感じよね。素人さんがわかるような感じの簡単な工事進捗状況報告書、月間の、そういうような形態を何かつくれへんかなと思うんやけどね。

だから、大きな工事に関しては、これから食の拠点もそうですけども、統一の書式、こういうものが要るんやと、こういうような勘定で写真、2枚か3枚つけて、素人がわかるような報告書にして、記名捺印ぐらいして、正式なものとして市に保管して、ずっと置けるような、そういう薄っぺらいものを毎月出してこさせるようなことはでけへんのかなと思うのやけどな。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 工程会議は毎週行っておりまして、月間でも月1回、総合定例というのをしております。それには市長公室長も出てもらっております。それには全て、さっきおっしゃられたような写真であるとか、そういうものは専用のソフトみたいなものに写真も貼りついて、報告も受けております。工程表についても週間工程、それから3カ月工程、全体工程のも出てきておりますし、その総合定例におきましては監理JVのほうからもその何月中の業務報告、全部出ております。それはとじるようにしております。

○蛭子智彦委員長 廣内委員。

○廣内孝次委員 それはわかるんやけどね、素人が最低限わかるような、そない詳しいものやなくてええと思うんやけども。それは出来高、計画が何ぼで実質が何%じゃと、そういうような勘定でええんやし。工程表もこんな細かい工程表より、もっと素人が見て、ああ、ここら行きよるのやなというような簡単な、それと市にずっと置いておけるような形態の書式を言うてつくらせたらどないかと思う。どこの現場でも、大きな建物、3現場、これ出していったら皆、素人目でわかるような感じで。詳しくなくてええねん。

そやから、そういうようなものもちょっと考えられたら一番ええんじゃないかと思うんやけどね。市長が見ても、副市長が見ても、云々というて、大体の概要がわかればそれでええことやしね。議会の議員さんも皆、興味あるんやけども、あんまり細かいあれしても実際わからへんわけやの。そやから、ああ、ここまで行つとるのかいうぐらいな程度のもの、公式な書類としてつくってほしいなと思いますので、頼みます。

○蛭子智彦委員長 市長公室付部長。

○市長公室付部長（橋本浩嗣） 私も実は、工事が進むにつれて、非常に工程表が見にくくなってきてまして、もう少し簡単な形、それから写真と、それと、平面図ではなかなかわかりづらいんですが、先ほどの断面図であれば進捗が、何月末でこうなるというもの端的にイメージ的にわかると思いますので、もう少し提出書類については工夫をさせたいと思います。

○蛭子智彦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○蛭子智彦委員長 それでは、質疑がございませんので、本日本予定をしておりました所管事務調査についてはこれで終了したいと思います。

一応、これで閉会ということで、どうも御苦労さまでございました。

（閉会 午後 3時50分）

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年 8月21日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 蛭子 智彦